

平成 2 3 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成23年 9 月20日
- ・ 開 会 平成23年 9 月20日
- ・ 閉 会 平成23年 9 月21日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	12 番	後	藤	幸	太 郎
6 番	植	田	泰	弘					

2 不応招議員は次のとおりである。

11 番 田 中 勝 吉

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課参事
総合支所長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		建設課長
総務課参事		建設課参事
住民課長		住民福祉課長
住民課参事		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
教育長		学校管理課主幹
社会教育課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成23年第3回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、2番、中堀君子議員及び3番、近藤哲雄議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る9月14日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が2人、町長から提出されております案件が16件で、その内訳は、一般議案7件、決算認定9件です。

このほか、議会提出案件も予定されております。

一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は、本日9月20日に開会して、9月21日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断をいたしましたので、報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から9月21日までの2日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月21日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、11名であります。
田中副議長から欠席の旨、届け出があります。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。
以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

◇町 長 おはようございます。
平成23年第3回定例町議会におきまして、行政報告を申し上げます。
6月27日、オホーツク圏活性化期成会農林水産専門委員会が、網走市で開催されました。これは、8月実施の夏季要望における、項目の内容精査でございます。
7月1日、第39回交通安全大会・第60回社会を明るくする運動大会を開催いたしました。560名の参加をいただいたところであります。本年は3月11日に東日本において大震災に見舞われる大きな災害がございました。子供たちに向けて、生命の大切さについて話をさせていただいたところでございます。
7月2日、大空町東藻琴地区殉公者慰霊祭を開催し、68名の出席をいただきました。
7月7日から8日にかけては、空港利用・整備に関しまして中央要望並びに全国民間空港関係市町村協議会理事会、総会に出席をいたしました。民主党、また、国土交通省に対し、予算の確保でありますとか地方路線のネットワークの確立について要望をさせていただくと同時に、この協議会において私どもの町は理事ということになってございますので、理事会さらには総会に出席をいたしました。空港経営の安定化に向けての活動方針が採択されたところでございます。
7月12日、北網地区の市町長会議が置戸町で行われました。各市町村の情報交換などが中心に行われる会議でありますけれども、ことしにつきましては、防災体制の確立などについて情報交換を行ったところでございます。
同日、同じく置戸町におきまして、オホーツク地域づくり連携会議がオホーツク総合振興局の主催で行われてございます。地域の課題、取り組み状況などを発表する会

議でありますけれども、私のほうからは女満別空港における利用者の減というような状況についてお話をさせていただきました。

7月20日から21日は北海道市町村長交流セミナーが札幌市で開催をされました。分権社会における責任と負担のあり方という講演がございまして、その講演を受講してまいりました。

8月1日から2日にかけては、北海道後期高齢者医療広域連合第1回の議会臨時会が開催をされました。統一地方選挙後、この広域連合の議員の構成が大きく変わりました。このため、この議会において主な議会構成を決める議会の内容となっております。

8月3日、女満別高等学校間口確保要望を札幌市におきまして、北海道教育委員会に対して行っております。平成23年女満別高校におきましては、定員が大きく割れ、一間口となった現状がございまして、しかし、今年度以降、卒業生の増加もあり、二間口維持の要望をさせていただいたところであります。しかしながら、9月6日の北海道教育委員会において、平成24年度は一間口というような決定となりました。しかしながら、今年度以降について、若干の見直しの可能性もなくはないというような示唆もありました。今後、地元の活動支援とあわせて要請活動を行ってまいりたい、そのように思っております。

8月3日から5日にかけては、オホーツク圏活性化期成会平成23年度夏季要望のため札幌市及び東京都に出向いております。私は農林水産1班ということで、農林水産省に対する要望活動を行ってまいりました。TPPの問題、また、震災以降における農作物・水産物などの風評被害の問題、基盤整備予算の確保、エゾシカの対策など、こういった内容について地域の課題として対策要望を行ったところでございます。

8月9日は、3町、美幌町、津別町、大空町における農業推進協議会の総会が美幌町で行われました。この時期、既に秋まき小麦の収穫がほぼ終わっている時期ということもありまして、ことしの気候状況がどうであったか、作柄がどうであったか、その結果あまり期待した以上のものが収穫として上がっていない。それはどういうところに起因をするのか、そういったことなどについて意見交換をさせていただいたところでございます。

8月10日から11日にかけては、合併特例債発行期限延長に係る中央要望のため東京に出向いております。道内の関係市町と各政党、政府に対して要請活動を行いました。結果として、5年程度の延長の方向性が出されたところでございます。

8月15日、大空町女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を挙行いたし、129名の御出席をいただきました。

8月22日から24日にかけては、岩手県陸前高田市へじんかい処理車の寄贈のため出向いております。古くはなっておりますけれども、若干修理などを施して、もう少しの間、使用が可能であるというようなことから、その車両について岩手県を通じて候補地を探しておりました。陸前高田市から要望があったため、このじんかい車を届けたところでございます。あわせて、戸羽陸前高田市長と懇談をさせていただきました。

9月4日は、大空町防災訓練ということで、195名の御参加をいただきました。当日は若干雨ということもあり、会場を変更した関係で内容が少し変更となってしま

いましたけれども、今年度も防災訓練を実施できたのは大変意義の深いことであった、そのように感じてございます。

9月7日、大空町行政改革推進委員会を開催いたしました。いくつかの事業について、仕分け的な視点から課題点を洗い出すというような作業が行われたところでございます。

9月11日、大空町老人福祉大会。75歳以上の町民の方々1,410人に御案内を差し上げました。当日、会場受付を済まされた対象者の方は752人でございました。あわせて同日、社会福祉協議会などが中心となる実行委員会が主催をする、ふれあい広場が同じ会場で開かれてございます。こちらに参加をした方々もあわせて、ふれあい広場などにも参加をいただき一日お過ごしをいただいたというような内容になっております。

以上、6月27日から9月11日までの記載でございますが、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 おはようございます。

本日9月20日はお彼岸の入りであり、また、バスの日だそうです。暑さ寒さも彼岸までと言いますが、きのう、けさあたりは肌寒く感じるようであります。道北では、既にストーブに火を入れたと、けさのラジオで話していました。

東日本大震災が発生して半年が過ぎ、いまだに仮設住宅にも入れず避難所で生活をしていらっしゃる人たちにお見舞いを申し上げたいと思います。また、本町から被災地へ出向き、ジャガバターやトウモロコシの炊き出しに参加くださった役場職員を初め、町民の皆様に心より敬意を表するものであります。ありがとうございました。そして、御苦労さまでした。

さて、通告いたしました大空町の食の安全であります。原子力発電所事故以来、いろいろな面で心配をされている人々にお会いいたします。若い主婦からお年を召した方々、小さなお子さんを抱えていらっしゃるおうちでは、子供たちに影響はないのかしらと質問を受けました。こういった方たちの心配をあおるように、新聞、テレビ等ではほぼ毎日のように放射線がどうの、セシウムがどうのと報道されます。こうしたさなか、近くのスーパーで放射線セシウムの疑いのある牛肉を販売している云々という新聞記事が出ました。私もその記事は読みました。放射線セシウムを含んだ稲わらを与えられた可能性のある岩手県産の牛肉ということで、牛の個体識別番号もわかっており、スーパーでは自主回収中という記事でした。心配していらしたお母さんには、お友達同士、御近所同士で消費者もお勉強して意識の向上を持ち、危ないと思ったら手を出さないことですよねと言いましたが、町民の皆様がこんな言葉で安心はしないと思うのであります。放射能ば

かりではなく、残留農薬とか殺虫剤など、近隣の町村の出荷物で残留農薬が出て、農協では人間が食べても健康への影響はないと言われておりますが、私を初め不安に思っている町民は数多くいらっしゃると思います。大空町の商店の方たちも、配慮してお肉や商品を売ってくださっていると思います。しかし、数少ない商店で町民はみんな顔見知りでございます。これ大丈夫ですかというようなことは聞けないと思うのであります。先週の9月13日、国会で野田新総理の所信表明の中でも食の安全、安心を早急に取り組みますと言っていたように思います。我が町の安全、安心も行政にゆだねたいと思いますが、町当局ではどのようにお考えをお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

次に、足の確保であります。パークゴルフ、響きは非常にスマートに聞こえて、この競技をしている人口は数多くいらっしゃいます。ある人は趣味で、また、ある人は健康のために小さな球を転がして、大空のもと太陽に当たり歩き回ります。健康そのものであります。最近、ゲートボールよりお年寄りには人気のあるプレーです。個人プレーで、拘束がなくていいのですよと私に話して下さったお年寄りがいらっしゃいます。私は、パークゴルフのルールも知らず、どんなに楽しくとも小さな球を転がしてと、食わず嫌いではなくプレー嫌いでグラウンドに立ったこともありません。御存じのように、女満別には2カ所にパークゴルフのできる公園があります。そのほか、女満別高校でもパークゴルフはできるようでありますけれども。駅のそばの公園を、ある日訪ねてみました。グループの方たち、お友達と2人で来た方、御夫婦の方とにぎわっておりました。その中のお一人が話すには、ここへは自転車では来られるけれども、朝日ヶ丘公園は自転車では行けないし、車を持たない私たちはずっとここでプレーしなくてはいけないのと。たまには見晴らしのいい朝日ヶ丘公園へも行ってみたいのというお話でした。毎日とは言いませんが、週に1回とか月に2回とか、役場から朝日ヶ丘公園まで車を出してくれないかしらとその方はおっしゃいます。でも、この方たちの言っていることはわがままなののでしょうか。タクシー補助券も出ているのだから、タクシーで何人か集まって乗り合いで行ったらどうという方もいらっしゃいます。しかし、当事者にそのことを話しますと、タクシー券はいざというときに使うので、もったいなくてと弱々しく言いました。どちらの言い分もわかる私です。私も75歳になったら運転免許証を返上しようと思っていましたから、いずれ我が身でございます。足の確保は大事です。パークゴルフをすることしかないとかではなく、郊外に公園をつくった町として、町民がひとしく集えるように行政が配慮していく責務があらうかと思えます。きょう、あすではなく、近いうちにとすることで将来足の確保ができるよう、本日はバスの日でもありますので、重ねてお願いを申し上げまして、1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 中堀議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

人間にとって食は命でございます。その食の安全に関しては、現実のこの社会の中では生産、そして流通、消費、その各段階において安全性が確保されている

ということを確認していかなければならない、そのように思っています。野菜でありますとか肉、魚、そのほか加工食品でありますとか、でき合い、調理済みのものもございます。そういった食品が人の口に入る経路というものは、昔から見て非常に多様化をしてきて複雑になってきていると、そのように考えてございます。原子力発電所事故によりまして、農畜産物や水産物の放射能汚染が心配されております。食品に含まれる放射性物質については、原子力安全委員会が提示した指標をもとに、厚生労働省が食品中の放射性物質に関する暫定規制値というものを定めてございます。これを上回る食品については、食用にすることはできないということでございます。これは、加工食品においてもその原材料の段階で調査が行われているということでございます。

放射性物質に関するこの検査でありますけれども、原子力災害対策本部が定めた考え方を踏まえて各都道府県で実施をされてございます。それを厚生労働省が集約をして公表をしているという状況であります。出荷制限がなされる場合がございます。これは、この原子力災害対策本部から知事あてに指示が出て、知事はその出荷制限を各関係事業者に要請をするということになってございます。このようなことから、市場で販売される野菜に関し、末端の消費の段階で特別な対策を行う必要はないということになってございます。そのため、いろいろな御意見はあろうかと思いますが、私どもといたしましては今この国の基準、対応を了として町民の方々に御理解を賜りたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、朝日ヶ丘公園の関係でありますけれども、朝日ヶ丘公園は従来よりありました朝日ヶ丘展望台、これを含めて景観にすぐれたあの地域をより多くの観光客や町民の皆さんに親しんでもらうということを目的に、公園化をするということにしたものでございます。当時、女満別には駅前に18ホールのパークゴルフ場が存在しておりましたが、パークゴルフ愛好者の皆さん方からは36ホールのコース整備の要望があり、公園整備に際してあわせてパークゴルフ場を整備するということにしたものでございます。平成22年度は約1万4,000人の御利用をいただいております。このパークゴルフ場、もう少し市街地にあればということは、建設をする当時から言われておりました。市街地から4.3キロほど離れてございます。ただ、パークゴルフ場の面積は9ヘクタールという規模でございます。当時、その市街地の周辺でそれだけの用地を確保するということが難しいということもあり、現在地となっているということでございます。当時から、朝日ヶ丘にパークゴルフ場をつくるのですけれども、駅前にもありますと。どうしてもそちらに足が向けられない方々については、駅前の御利用もということでお願いをしてきております。また、東藻琴地域においても、ふれあいパークということで市街地の公共施設周辺にパークゴルフ場がございます。そちらも御利用いただきたいと、そのように思います。当然、交通機関、自分で自家用車を運転されない方々もおろうかとは思いますが、パークゴルフというのは先ほど議員が言われましたように複数の方々で楽しむ、そういう側面もございます。ぜひ自家用車をお持ちの方などと乗り合わせていただく、さらにはもったいないという気持ちもわからないではないのですけれども、いろいろな外に出る、そういう活動に対して福祉タクシー券というものを交付している意味合いもございま

す。そちらもぜひ御利用いただければと、そのように考えておりますので、ぜひこういったことについて私どもからもPRをさせていただきたい、このように思います。

御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ただいまの町長の御答弁、大変ありがとうございました。

たまたまけさの新聞を見ておりました。放射能と健康不安という4ページの見出しでございます。確かに厚生労働省が言うように、国の基準に沿ってと言われることは、町長としてはごく当たり前のことだと思っておりますけれども、町民からいいますと非常に心配、それだけでは心配。特にきょうのように基準以下でも安心は禁物だよという、こんな大きな2ページにわたってきょうは新聞に出ておりました。これを見てけさは、よしやった、中堀の一般質問に向けて北海道新聞は書いてくれたのかと、そんなことは思いせんけれども、早速、まだ夫が読まないうちに切り取って、アンダーラインを引いて持ってまいりました。鬼の首でもとったように言っておりますけれども、これは私の言った言葉ではなく、新聞が、科学者が言っている。大分県立看護科学大学の甲斐教授とおっしゃる方が話していらっしゃることであります。

ある町民の方は、この方は乳幼児を抱えていらっしゃいます。子供たちに被曝したものは、大空町にはないとは思いますが、たとえわずかでも、微々たるものでも、このごろ何ベクレルとか、そういう言葉は私もわかりせんけれども、そういうものが積み重なってきたときに、その子供さんが大人になったときには、がんにかからないという決まりはないでしょうと言われて、私も一瞬黙ってしまいました。そのために、私はこのたび本日質問をさせていただいたのですけれども、これはできないことかもしれません。しかし、網走市の保健所まで持っていったからといって、例えばお肉の切れっ端を持って行って、これをはかってくさいと言われたって、きっと保健所でははかってくれないと思うのです。ですから、町民の安全、安心というならば、できることなら役場で、これは質問をする前、通告をしましたら課長が見えて、ちょっとねということでしたけれども、できることならば窓口で保健師さんかどなたかが、こういうことから安心なのですよというふうに言ってもらえるとは言っていましたけれども、それで安心できるものなのかどうか。妊婦、小さいお子さんを抱えた方たち……私のように七十五、六歳になった人間は幾ら蓄積されても、今だって元気なのだから大丈夫でしょうという気持ちもありますけれども、小さいお子さんを抱えたおうちでは、きっとそういった心配もあろうかと思えます。たとえ乳幼児を抱えたおたくであっても安心、安全な生活をしていくためには、できないながらも……できないことをやれというのは非常に心苦しいのですけれども、そういうことをやっていただきたいというふうに思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 議員が言われる、また、町民から寄せられているそのお気持ち、また、なかなかこういったものについて一市町村で対応することの難しさ、議員も御理解をいただいているかと、そのように思います。確かに国が示した基準というものもございますし、そのほかいろいろな研究者の方などが、それとはまた違った見解などを述べている部分があるかと思います。例えば町で機械を購入して、はかるという行為が可能だったといたしまして、そのことで本当に町民の皆さんがまたひとしく安心という、そういうものを培えるのかというふうに考えますと、お一人お一人その基準というものが千差万別、分かれているのではないかと思います。実際にその測定するというのを例えば行ったとしても、それはお一人お一人の安心を培うところには私は至らないのではないかなと、そのように感じております。いろいろな判断基準というものがあるわけでありまして、こういう平常のときとは違うとき、これはいろいろな説はあるのですけれども、一つのよりどころをつくって、そこを厳格に守っていくと。そのことが私はいいのではないかなと、そのように考えてございます。ですので、今は先ほど申しましたとおり国のその示している基準、そういったものを一つのよりどころとしながら、そこをしっかりとまず守るのだと、そのところを対応していくのだということを皆さんにも御理解をいただきたいと思ひますし、町とすればそういう方向の中で対応していきたいと、そのように思っております。ただ、いろんな御不安な面というのはあるかと思ひます。震災の折にもいろいろな支援を行う、そういった窓口を福祉課のほうに設置をいたしました。今回の例えば食品の安全ということも、国の省庁も分かれているように、現実には生産段階であれば私どもの町でいえば産業課であったり、通常の問題でいけば住民課であったり、食品であれば福祉課ということにはなろうかと思ひます。ただ、それをおののけて御相談を受けるというのは町民の方々も混乱をするというふうに思ひますので、町とすれば第一義的にそういった放射能に係る御相談などがあれば、まずは福祉課の窓口で御相談をいただく。その具体的な内容によって、いろいろなところにおいて説明をさせていただくとか、それから情報を提供させていただくとか、そういうことについては努力をしてみたいと、そのように思ひますので、ぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございます。

町長の言っていることは十二分にわかった上で、あえて意地悪ではないけれども、女の端くれ、台所を預かっている主婦の端くれとして本日は質問させていただきました。今町長がおっしゃったように、福祉課の窓口へまず行って相談してくださいというふうに、これからは町民に話したいと思ひます。ありがとうございました。

2問目にいっていいですか。パークゴルフ、朝日ヶ丘展望台、確かに展望台、あそこは私に話して下さった方も開業当初、どなたかのお車でいったそうであります。すばらしい景色で、あそこへ行きたい、あそこへ行きたいというふうにこの5年間ずっと思いながら、駅裏の少し湿ったようなところでパークゴルフを

やらせていただいていると。この方は、健康のためにということでやっておりますから、ほぼ毎日のようにそこへ行くそうであります。御近所の方でなく、知らない人でも顔見知りになり、お話をしているそうですけれども、でもこの方は先ほども言ったように、朝日ヶ丘展望台、あそこへ行ったら何て気分がいいのだろう。先ほども言いましたように、1週間に一遍でいい、月に2回でいい、車を出してもらえるものなら、その日はおにぎりを持って朝の9時から夕方3時まで遊んでこられるのになというふうに話していました。決してこの方のわがままではないと思います。自家用車に相乗りをしてという町長の言葉でしたけれども、町長がその年になって車を運転しなくなったときに、元町長ですから、後藤議長、元議長、乗ってくれやというふうに言えるかもしれません。しかし、私にお話をしてくださった方は、やはりお年を召したといえども女性であります。乗ってくださいという、そういうあつかましいことは言えませんよというふうなお話もしていました。それで私に、できることならそういう週に1回なり月に2回なり車を出してもらいたいという本当に切実なことなのです。

きょうは、先ほども言いましたように、くしくもバスの日、これもきょうの朝の北海道新聞なのですけれども、バスの日なのだそうです。1903年、明治36年、日本で初めての営業バスが京都市内を走ったという日なのだそうです。何で私が質問するのを北海道新聞はわかっているのかしらと思うぐらい、先ほどの放射能の微量のことも、また、バスのこともきょうの北海道新聞で、もうちょっと早かったら原稿にもうちょっと格好よく書けたのになと思いながら、慌ててけさ新聞を切り抜いてまいりました。公共のバスというのは、いろいろな制約もあるでしょう。すぐきょう言ってあした、たとえ町長でも網走バスにかけ合って、きょう言ってあしたバスが朝日ヶ丘展望台を回るようなことはできないでしょう。逆に、朝日ヶ丘の人たちが病院へ来るためにバスがなくて、乗用車もなくて、スクールバスの……本当は朝9時から行けばいいのだけれども、スクールバスの7時に乗らなくてはいけないのという声も聞こえております。そういう方たちのためにも、大変難しいことを言っているつもりはないのですけれども、町長には難しく聞こえているかもしれません。また、女満別の話ばかりしていますけれども、東藻琴の方たちだってあそこの乳酪館のすばらしいところでパークゴルフをなさっている方がおりますけれども、はるか遠くにいらっしゃる方はそこまでどうやって来るのだよというようなことにもなろうかと思うのです。ですから、女満別、女満別とばかりは言いませんけれども、できることなら、本当にきょう、あすとは言いません。来年、再来年とも言いません。5年、10年先でもいいですから、必ずバスの足の確保。これを言うと、役場全体の課が動かなくてはいけなくなるかもしれませんけれども、ぜひぜひ足の確保というか、辺地に住んでいるから仕方がないよと言う人もいるでしょう。私が75歳になったら免許返上すると言ったら、どなたか役場のお偉い方が「いやいや中堀さん、まだまだ大丈夫だから」と言われて、実は更新をする、この間75歳の認知症の講習と高齢化何とか講習を受けてまいりました。ですから、11月15日になったら免許更新できるのです。ですから、もう3年、議員をやらせていただいている間は免許は更新しますけれども、議員をやめましたらきっと私もてくてく歩かなくてはいけない。私、自分自身のためにバスの要望をしているのであります。ぜひそのこともお考えい

ただきまして、御答弁をお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど、どなたかが議員にお話をした中で、あつかましいから乗せてもらうというのはなかなか言えない。ただ、私が思いますのは、最近行政に対しては今言ったようないろんな要望、例えば寄せられる場合があるのですけれども、本来ですといいでしょうか、もう少し時代をさかのぼってみますと、それは行政に対する要望ではなくて、隣近所の中のおつき合いの中で、おしょうゆ貸してとか、例えばあれがちょっと足りないので貸してもらえないか、そういうコミュニティーがあって成り立っていたのではないかなというふうに思います。ただ、そういうところがだんだんと希薄になりつつある。そういう社会の中で、そういった要望が一手に行政のところに向かってきていると、そういう現状。そこをまずどうにかして、隣近所のコミュニティーというもの、これはいろんな場面で必要になってきますので、そういう地域社会づくりというのをしなければならぬなど、一つにはそう思いました。

もう一つは、たまたま今回のお話の発端は、多分市街地にお住まいの方が朝日ヶ丘公園に行かれるのに足がないということでの発端かとは思いますが、地域の中における高齢者の方々の移動手段をどういうふうにつくっていくかという大きな課題が、その後ろにはあるというふうに思っています。従来、町もスクールバスによります子供たち以外の混乗、あわせて乗っていただくこと、これも認めて無料で利用していただいていたたり、さらには病院などは自分たちの患者さんを移送するというようなことで独自にバスを走らせていたり、福祉会などもそういうようなところもやっていたりしております。町とすれば、去年の6月に福祉タクシー券をさらに拡充をいたしました。それもその一環といえばそのとおりかと思えます。しかし、それでもまだまだ十分ではないと、そのように思っています。ですので、例えば複数での乗り合いタクシーができないか、そういうような地域の高齢者移動を考えた交通手段というものについては、まだ十分な検討には至っておりませんが、町としても検討していかなければならない大きな課題であると、そのように認識をしております。いろいろな使い方、目的があろうかと思えますけれども、そこになるべく手の届くような、地域のそういった手段というものを構築していくように、今後も努力をしてまいりたいと思います。

ただ、具体的なことでいいますと、例えばお一人で福祉バスを申し込むということは常識的にどうかと思いますけれども、そういった方々が相集って、例えば月に何回か、第何曜日とかというような形で福祉バスをお申し込みいただくということであれば、福祉バスというのは高齢者の方々のいろいろな要望に応じて運行している部分でもございますので、そういったことでのお使いということは従前から含めて制限しているわけではございません。たまたま2つかち合うところがあるかと思えますけれども、例えば定期的に、パークゴルフをやるシーズンというのは5月から主に10月ぐらいまでの間の6カ月間ぐらいかと思えますので、その中で定期的に御利用申請をいただいております。そして何

人かまとまりながら、さらに朝日ヶ丘公園で楽しんでいただくということについても、ぜひそういう方々と相談を受けながら今後考えていきたい。今までも当然やっていることはありますけれども、そんなことができるのかということで承知していない部分もあるのではないかと思いますので、そういうところについては配慮して取り組んでまいりたい、そのように思いますので、ぜひPRも含めて御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 町長、古いですね。きっとお父さんやお母さんと御一緒に住んでいらっしゃるから、お隣からおしょうゆを借りよう、それは私の時代の話なのです。今は、お隣の人だって会えばおはよう、こんにちとは言いますが、そんな乗用車と一緒に乗って行きましょうなんて声をかける人、この職員の中で何人おられますか。町長以外、いないと思います。それはそれで、昔の古きよき時代のお話ですから、それはそれとしていいことなのではけれども、福祉バスの件ですけれども、例えば5人集まったから福祉バス、45人乗りのバスに5人集まったから朝日ヶ丘公園まで行ってくれと。プップカ、プップカあの大きなバスで行かれたら、CO₂もへったくれもあったものではない。どんどん排気ガスを出して走っているようなものです。ですから、そうではなくて、私が言うのは福祉バスもさることながら、議会で使っているような8人か10人乗りのあのような車を出していただきたいというふうに思って、舌足らずで申しわけなかったのですけれども、そういうことで、確かに福祉バスの件は伺ってありました。ですけれども、せいぜい集まったって5人か6人がいいところですので、そういう小さいバス、何というのですか、そういう車のことを考えていただけないでしょうかということ、終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今でも我が家のところでは、隣に物を借りに行ったり貸してあげたり、乗せていってと頼んだり、あるときには娘の迎えまで頼むこともありますので、本当はそういうような関係が築かれればいいなと。これは、防災の観点だとか地域のいろんな活動のところで、そこをあきらめるのではなくて、努力をしていかなければならないと思っております。

もう1点の関係でありますけれども、5人で福祉バスを運転したら効率が悪いという話。当然ですけれども、だとすればやはり隣近所乗り合わせていただく。5人しかいないのであれば何とか、町民の中には75歳以上の方が1,410人いらっしゃる。自分の身の回りにもそれだけいらっしゃる。パークゴルフの愛好家の方々もいらっしゃる。いろんなところでパークゴルフ協会に加盟をされていたりクラブ活動に加盟をしたりしている場面もある。5人しかいらっしゃらないのだったら、ぜひ先ほど言ったことでやってもらうというのが一番、CO₂も効率も何もかにもいいのではないかと思います。それがもうちょっと大勢の人数がいらっしゃるのであれば、先ほど言ったように例えばバスで行っていただくというこ

とも、私どもはそのほかの利用形態などを見ていてもありますので、そこは使っていたいて結構でございますけれども、今言った人数であれば、本当にその方々の工夫でもって何とかならないでしょうか。確かに少数の方々のその意見というのは大切なのですけれども、別にほかに先ほど言ったように5人で、福祉タクシーで行くと4人までしか乗れませんけれども、2台になるかもしれませんけれども、乗り合わせで行っていただくということであれば4.3キロですから、多分金額にすると2,000円もしないぐらい、多分1,000円台ぐらいではないかなと推測はするのですけれども、それを例えば4人で分けてというような、そういうお使い方をぜひお願いをしたいものだと、そのように思います。ですので、大変申しわけないのですけれども、そういうことで10人乗りのバスをそのところで走らせるというような考え方には、今はちょっと至らないものですから、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございました。

大変しつこいようでございますけれども、小さいバスは考えていないということでございますけれども、将来的にもぜひぜひ考えていただくようお願いを申し上げます。中堀の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今の部分についてだけ特筆して考えてはいないのですけれども、先ほど前段言ったように、高齢者の方の移動手段というものは、今の高齢社会といいたいでしょうか、高齢者の方が多い社会の中では非常に大きな社会問題だと。全町を見て、いろいろな目的でもって移動手段を欲していらっしゃる方がたくさんいるというふうに思いますので、総体の中でどういう対応がいいか、制度がいいかということについては、今後も十分検討しながら、また御提案をさせていただきたいと思っておりますので、そのときにまた御指導を賜りたいと、そのように思います。

◇議 長 これにて中堀君子議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、1番、品田好博議員の一般質問を許します。

◇品田議員 平成23年第3回の定例会に当たり、通告に従って質問をさせていただきます。

す。

1 番、地域防災計画、水防計画、国民保護計画の見直しについて。東日本大震災が発生して以来、6 カ月が過ぎました。今なおその傷跡は深く、自然災害の脅威、そして地震、津波等による原子力発電所事故により災害を拡大するに至り、原子力発電の安全神話に浸っていた私たち人間の人災としての側面が浮き彫りになってきております。一日も早い復旧、復興、そして原子力発電の収束を強く望むものであります。

さきの定例会で2名の同僚議員から、防災に関しての質問がありました。その際、町長は防災計画の見直しに言及されておりますが、見直し条項の範囲等をどのように考えているかお示しをいただきたいと思います。

定例会後、分厚い防災計画等が手元に届きました。精読できかねておりますが、地震起因による災害想定が主であるように感じました。このごろの気候変動に基づき、ゲリラ豪雨等、また、冬の豪雪といった地域性を重視した災害に重点を置いた現実的な計画の必要を感じました。町長の認識をお聞かせ願いたいと思います。

なくすことができない災害でも減災はできる。その意味で、日常的に防災について議論できる町民、事業所も参加する町民防災会議の設置を提唱いたしたいと思います。

国民保護計画も取り寄せて読んでみましたが、国民保護協議会条例に基づき国民保護協議会がありますが、このような協議会が機能するとはとても考えられないのではないか。大変危惧しているところであります。水防計画による水防サイレン、また、国民保護計画には武力攻撃の際のサイレン信号が町民に周知されるよう明示しておりますが、過日の防災訓練でも実施されることはなかったと思います。計画ありきは重要なことでありますが、周知も啓蒙も重要なことであります。町民への認識度といった側面に対して、どのように考えておられるかお伺いをしたいのです。

東日本大震災の継続支援が続いているようですが、町民への中間報告会があってもよいのではと考えていますが、いかがな考えでございましょうか。

この防災3計画の見直しについては、議決事件として議会の周知と責任を分かち合うという観点から、ぜひそうであってほしいと考えますが、町長はいかなるお考えをお持ちかお聞かせください。

2 番目、自動体外式除細動器の設置状況と講習会等のフォロー体制について。プロサッカーの松田選手の急死の訃報を目の前にして、全国でA E Dの役割がクローズアップされております。A E Dの設置場所は、全町で26カ所、26台と聞いておりますが、学校等公共機関、福祉施設、体育施設、民間企業等の設置状況をお聞かせください。

設置後の講習会等の実施回数と延べ人数についてもお聞かせ願いたいと思います。

一部事務組合の網走地区消防組合、そして指定管理者、事業所と連携、連絡の中で不足がないか等、連携はとっているのでしょうか、あわせてお聞かせください。

3 番、透析患者の通院交通費助成の拡大について。透析患者の肉体的、精神的な苦痛から将来不安を除去するために、より一歩踏み込んだ交通費助成拡大が必要ではないかと考えます。

特に若年患者の方は、仕事をリタイアしなければならないことを余儀なくされております。障がい者、年金者として経済的苦痛を伴い、その対応は急務でないかと考えます。町長の英断を期待して、考えを聞かせていただきたいと思います。

4 番、福祉タクシーの町外利用について。福祉タクシーの利用状況についてお聞か

してください。

重度心身障がい者、また、高齢者の社会活動の拡大、促進を考えると、町外利用の需要が高まっていると考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

5番目、住生活基本計画に基づく大空町住宅マスタープランの策定についてであります。議会基本条例を勉強している中で、議会議決事件の拡大の状況に、他町村にはあって我が町にない計画に住宅マスタープランがあります。現在、町は住宅に対するアンケートを実施していますが、少子高齢化が進行する中で住宅事情の変化等を先取りした、体系的な住宅政策が必要ではないかと考えます。これは、平成18年に制定された国の住生活基本法、また、平成19年に策定された北海道住生活基本計画を根拠とする自治体の住宅の政策の各種計画と整合性を図りながら施策の展開をしようとするものであります。町長は、住宅マスタープラン作成をしようと考えているのか伺いたいのであります。

また、同時に現在進められている公営住宅長寿命化計画との関連性についてもお伺いしたいと思います。

何分広大でございますので、町長の答弁にゆだねるところが多いと思いますけれども、よろしく御答弁賜りたいと思います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

町には、町民の皆さんを災害や戦闘行為などの有事から守る計画として地域防災計画、水防計画、国民保護計画がございます。今回の東日本大震災により、北海道の地域防災計画が見直されます。そのため、町の地域防災計画も見直しを図っていかねばなりません。災害対策基本法には、市町村で地域防災計画を作成しなければならない、そのように規定されておりますし、都道府県の計画に抵触するものではあってはならないと、そのように規定をされております。今回の見直しの作業でいいますと、一つには津波を想定した内容にしなければならない、このように考えております。もう一つは、地震の想定震度でありますけれども、これを今までよりもより大きなものに設定をし直さなければならないと、そのようにも考えております。さらに、各地域の避難場所や避難施設が適切かどうか。避難施設の耐震性の課題も含めて検証することにしたいと、そのように思っております。また、大空町の過去の災害を見ますと、大雨や水害、雪害というものがございます、今までの実績を踏まえた、そういう地域性を考慮した内容となるように検討してまいりたいと思っております。

町民の皆さんがメンバーとなるような防災会議の必要性というものについては、私も十分理解をするところであります。そのため、今町では各地域における自主防災組織というものを地域の中でつくっていただけないかどうか、また、その支援を町として行っていこうということを進めてございます。その中で防災に対する町民の方々の意見や、さらには行動計画、そういうものを推し進めるということが大切ではないか、そのように考えて進めている最中でございますので、御理解を賜りたいと思います。

また、緊急時のサイレンでありますけれども、通常の火災の場合のサイレン、これは現在消防においてモーターサイレンとして吹鳴をしているところでありますけれど

も、例えば武力攻撃等に関するサイレンなどにおいては、電子サイレンでなければ、その音域を伝えることができないというふうになっておりまして、そのパターンや音色というものも国において決められてございます。今現状でいいますと、消防のサイレンをもってそのことをお知らせするという状況に設備上になっていないのが現況であります。このため、町ではそういった場合については、インターネットなどで流されているそのサイレンを録音して、車両などで町民の方々にお伝えをするという手法になりますけれども、そのサイレンが何の目的のものかということを町民の方が知っているかという、まだまだ十分ではない、このように思ってもございます。議員御指摘のとおり、防災訓練などの際に、また、いろいろな周知活動を通じて町民の皆さんにもお知らせをしていきたい、そのように思います。

9月2日から7日にかけて、岩手県の陸前高田市等を町の職員などが訪問をいたしまして、災害の支援、復興の支援活動をさせていただきました。行ってきました職員などから話を聞く中で、今回の活動などについては、私どもの地域の防災教育や人づくりというところにも重要なことではないか、そのように考えてございます。子供たちにそういった体験をぜひ伝えていきたい、そういう思いから議員御指摘のように町民の皆さん、特に子供たちを中心としてお伝えをする機会をつくっていききたい。今後、教育委員会や学校とも協議を進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

防災計画の議決の関係につきましては、現在、自治基本条例の中でこういった計画をどのように位置づけて、議会の中でどのように議決をするかしないか、どのようなものかというようなことで御議論をいただいております。そここのところの方向性がまだ十分固まっておりませんので、そういう御意見も参考にしてみたい、そのように思っております。ただ、私が今思っておりますのは、計画の中にもいろいろありまして、長期的なスパンの中で町の歩んでいく方向性を示すもの、そういう計画もありますが、防災計画のようにこうなったときにはどのように行動するのだ、その足元の行動規定を決めておく、そういうマニュアル的なというのでしょうか、行動指針的なものの計画というものもあります。おのずと計画の性格というものが少し違うような気がいたしておりますので、そういう中でどのような御意見が自治基本条例の検討委員会の中で出されるかということに注視をしながら対処していきたいと、そのように思います。

AEDの関係でありますけれども、設置箇所が町内に26カ所、これは後ほどその内訳については担当者のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、現在、その講習会等を実施してございます。これは、消防署が中心となって実施をしておりますが、消防署の普通救命講習というものをを行う場合と企業や自治会などの要請によって行う講習がございまして。平成22年度は、合わせまして35回、546人が受講されております。平成23年はまだ途中でありますけれども、25回、367人の方の受講がございまして。AEDを設置した施設には、消防署において先ほど言いました救命講習の受講をしていただきたいということで、文書を出して取り組んでいただいております。受講後、また2年ごとに再講習というものをお願いをしているところでございます。指定管理者につきましては、仕様書に安全の確保という項目で訓練をすることを規定してございます。さらに、AEDを設置している施設の指定管理者については、年に1度、先ほど言いました普通救命講習を受けていただいている現状にあり

ます。また、外で行われるマラソン大会でありますとか町民ソフトボール大会、こういったときには消防署から借りてきたり、休館の施設からその会場に持ち寄って、そして対処することを行ってございます。一般の方がより多く取り扱うことができるようにしていかなければなりません。講習受講を消防署とともに連携をして取り組んでまいりたい、このように思いますし、民間の事業所の方々などにも設置されるよう協力を得てまいりたい、そのように思っております。

透析の方々でありますけれども、町内で今治療を受けられている方は、14名と把握をしております。この治療は、現在町内の病院ではできませんので、町外へ通院されておまして、自家用車もしくは福祉有償運送を利用されている状況にあります。治療は、1週間に2回から3回、1回の治療に約4時間程度ということでお聞きをしております。また、治療を受けた後、体調変化があったりということで、日常生活が大幅に制限される状況にあり、精神的、肉体的、さらには経済的にも負担の大きい治療であるというふうに認識をしております。医療費の部分につきましては、医療保険でありますとか助成事業などがあって、大幅に軽減をされております。さらに、所得の低い方などについては、実質的に医療費の部分については負担がなくなるような事例も多く伺っております。町といたしましては、心身障がい者に対する旅費の助成制度というものを持ちまして応援をさせていただいております。昨年の4月に福祉有償運送のサービス事業というものも、この助成の対象に加えるというようなことをいたしました。確かに経済的なところからの御支援という要望もあろうかと思っておりますけれども、これらについては国や北海道なども、こういう課題を抱えながらどのように対処していくかということが言われております。そういった動向も把握をしてまいりたいと思いますし、具体的な町としての支援の部分については、昨年の4月から拡充をさせていただいたところであります。そういった評価を図った上で、今後検討すべきところは考えてまいりたいと、このように思います。

福祉タクシーの関係でありますけれども、この事業につきましては家に閉じこもりがちな高齢者の方や身体障がい者の方々の外出を容易にして、地域社会とのかかわりをしっかりと持っていただく、そういうことを目的として実施をしている事業でございます。現在、こういった福祉タクシーの取り扱い事業所となる要件として、町内に事業所を有するか、または道路運送法の規則に規定する福祉自動車による営業するタクシー事業者であるかという要件がございます。町内には2社ございますので、町内にないということであれば別なのですけれども、町内にこういった事業所がありますので、ぜひ町内の事業所を御利用いただきたいと、そのように思っているところであります。また、この制度についても昨年の6月に大幅な見直しを行って、利用対象者の拡充などを図っております。そういった評価をさせていただいた後、また検討すべきところは検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひこれについても御理解を賜りたいと思います。

住生活基本計画でありますけれども、議員御指摘のとおり平成18年の2月に住生活基本法が成立をし、この法に基づき北海道で住生活基本計画というものを策定しております。市町村には従来、住宅マスタープランというものがございました。しかし、現状大空町においては、この住宅マスタープランはない状況にございます。住宅マスタープランがあれば、その見直しの時期に合わせて住生活基本計画に移行して、改定をするというようなことができるわけでありまして、女満別の地区にはありま

したけれども、現在大空町となって全町をカバーする住宅マスタープランがないということですので、この機会に住生活基本計画というものを策定していきたい。あわせて町営住宅の長寿命化計画というものも策定をしたいということでもあります。住宅マスタープランと住生活基本計画の関連でありますけれども、法が改正になったということ呼び名が変わっておりますけれども、もともとの趣旨というものは同義語というふうに私どもは考えてございます。そういった中で、住生活基本計画は地域の特性や住民の意向、社会情勢、将来の人口や世帯などの推移から住宅の基本的な考え方、供給していく考え方というものを持っていこう。その中で、公的賃貸住宅の供給量というものを決めていこうというものであります。

長寿命化計画については、町の町営住宅にスポットを当てて、これらの需給予測でありますとか住居者の意向調査、維持管理に対する考え方というものをまとめて、その町営住宅としての賃貸住宅の供給量を設定していこうというものでありまして、その2つの計画の関係からいいますと、私どもで今考えておりますのは、住生活基本計画の内数として町営住宅の長寿命化計画があるというような形を考えてございます。現在アンケート調査を行ってございますので、その結果、また、そこから浮き彫りにされる課題、そして計画の方針、素案などというものが今後出てこようかと思います。所管する常任委員会などにもお諮りをして、また御意見をいただいた中で最終的に策定をしていきたい、そのように考えてございますので、今後ともこの件については御指導賜りますようお願い申し上げたいと思います。

御答弁とさせていただきます。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 A E Dの設置場所について御説明申し上げます。

女満別地区ですけれども、まず行政公的機関に設置されておりますのは、道の駅、それから女満別B&G海洋センター、それから女満別高校、大空消防署、女満別小学校、豊住小学校、女満別中学校、女満別幼稚園、女満別農業構造改善センター、ゲートボールセンター、それから女満別地区の民間では女満別空港、女満別ゴルフコース、それから特別養護老人ホーム女満別ドリーム苑、ボッシュ株式会社、J Aめまんべつ。それから、東藻琴地区では、まず行政機関でございますけれども、東藻琴B&G海洋センター、大空消防署東藻琴出張所、東藻琴小学校、東藻琴中学校、東藻琴高校、それから東藻琴幼稚園、ふれあいセンターフロックス、東藻琴農村環境改善センター、それから民間でございますけれども、北海道畜産公社北見事業所、特別養護老人ホーム東藻琴福寿苑、それからJ Aオホーツク網走東藻琴支所となっております。

以上でございます。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 私のほうからは、福祉タクシーの利用状況について報告をさせていただきますと思います。

平成22年度の実績で申し上げますと、女満別地区対象者940名中、交付者が566名、交付率にいたしまして60.2%。券の利用された方につきましては62.

9%、それから東藻琴地区の対象者につきましては432名中、交付をしました方が237名、交付率にいたしまして54.9%、券を利用された方につきましては51.5%となっております。両地区合わせまして、対象者は1,372名中、交付をした方が803名、交付率にいたしまして58.5%、券の利用状況につきましては59.6%となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

◇議 長 1番、品田議員。

◇品田議員 1番についてでございますけれども、津波、地震の設定の見直し、その中には避難場所等々の問題があるということでございますけれども……

◇議 長 暑い方は上着脱いでよろしいです。

◇品田議員 私の町の特殊性といいますか、この間の過日の大雨でございますけれども、相当な雨が降っております。私が申し上げたいのは、もしか200だ、300だという数字が出るようなことがあれば、直接的な被害がどのぐらいあるのかと。地震、津波と同様にその辺の数値、シミュレーションを立てていただきたいと。その辺の膨大な雨量が出たときにどうなるのか。また、冬場の豪雪が、三日三晩吹雪が続いた場合どうなるのかというミニマムな計画が必要でないのかと。当然冬には停電等が起きて長期間閉じ込められれば、先ほどの透析患者等避難弱者に対してどういう対応か。そういう地域にぴったりの現実的な計画を立てるべきでないのかというふうなことで申し上げたところでございます。

自主防災計画についても、他町村、特に内地が多いわけでございますけれども、そういった状況がテレビ等でなった場合は、すぐさま防災会議といいますか、町民も含めた防災会議を進めて、私の町では同じようなことがあったらどうするというふうなことを日常的に考える会議があつていいのでないかと。非日常的にぽつと起きる会議ではなくて、日常的にそういった問題に対処して啓蒙と教育とを通じてやっていく、そういう町民を交えた防災対策が必要でないかということでございます。

サイレン信号については、設置上そういうふうなものになっていないということ初めて聞かせていただきましたけれども、インターネット等を通じてそういうものを録音してどうのこうのというふうに町長は答弁なさいましたけれども、そういった問題をぜひ防災訓練を通じて周知徹底されるようお願いを申し上げたいと思ひます。

他国の場合はどういったことになるか、本当にわけのわからぬことになりますので、その辺の対応も大事だと思います。そのために国民保護計画、武力攻撃というおどろおどろしい言葉が実際に並んでいるわけですから、遊び事をつくっているものでないという認識をきちっと町民に周知をされたいと思ひます。

先ほどの報告会については、きょうの朝、議員協議会においても議員に報告されましたけれども、町民の方でもそういったところへ行つたときは聞いてみたいなどというふうな気持ちもあるでしょうし、大変興味があることだと思います。また、学校教育においても防災教育においてもやりたい、こんなことで総務課主幹も申しておりますので、ぜひそのとおりに進めていただきたいなど、こんなふうに思っております。

議決事件に対しては、いろいろテレビ等で大震災の影響が電波で流れておりますけれども、残念ながら議会のことがほとんど聞こえてこないという状況が、私はあると思います。大変議会人として残念だなと。実際にはやっておられるのだろうけれども、大変な状況でそういう形ができないということもありますでしょうし、まずもって我々がそういう防災計画等を周知しているかどうかということが大事なことだろうと思います。報告だけではなく、議会人が責任を持って周知をする、責任を分かち合う、そういう意味で私は申し上げているところでございます。

以上で1番目。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 昨日、9月2日であったでしょうか、降った雨については、町内に観測地点が幾つかある中で、一番多かったところは115ミリでございました。24時間の雨量でございます。平成4年にあったときには、2日間でありますけれども、192ミリという雨が観測をされておまして、そのときには網走川の堤防の上に立ちますと、すぐ目の前に水面があるというような状況になってございます。ですので、私どもが体感した感じといたしましては、そういった200ミリを超えるような雨になると非常に大きな被害が出てくるものと、そのように予測をされております。そういったもの、具体的な数字を積み上げて検証していく、そういう作業が必要ではないか。さらには、停電のことでありますとか、当然透析をされている方々、過去に大雪のときに3日間動けないときに各御家庭に除雪車を向けて、そしてそこから透析に通われる方の御支援をさせていただいたということなどもございます。また、停電などについては、正直申し上げて町ですぐ何かができるというようなことは少ないわけでありますので、ぜひ町民の方々にそういったときの備えというようなものについては、PR活動をしていかなければならない。そういったもろもろのところ、このごろは災害が非常にいろいろなものが増えておりますので、想定をした中で計画づくりといましようか、見直しを図っておきたいと、そのように思っております。

組織の関係であります。言われていることはもちろんでありますので、単に町民の皆さんと関係ないと言ったら失礼ですけれども、直接のところでないところで議論していてもだめだということがありますので、各地域にそういう地域防災組織なるものをつくり上げながら日常の関心を高めていく。その中で災害があったときには対処をするというような考え方を持っております。その組織立てにつきましては、自主防災組織の立ち上げとあわせながら考えていきたいと、そのように考えているところであります。

また、サイレンの周知などについては、機会のあるごとにいろいろ皆さんにもお知らせをしたいと思っておりますし、例えば言葉だけでは、文字だけではわからないところがあるかと思っております。先ほど言ったように、インターネットなどで流れている部分もありますので、そういったものを録音し、直接お聞きいただくようなことの機会というものも設定していきたいと、そのように思います。

報告会につきましては、先ほど申し上げましたとおりぜひ設定をしたいと、そのように思っております。そのためだけの報告会というよりは、いろいろな機会をとらえて、その一こまを活用させていただきながら行うということで、多くの町民の皆さん

に足を運んでいただけるようなことができないだろうか。また、内容をお伝えすることが、より多くの方になるように工夫を凝らして考えてみたいと、そのように思っています。

また、議決の関係につきましては、御答弁としては先ほど申し上げたとおりでございますが、災害が起こったときの対策本部というものが行政側のところで設置をされるというようなことに通常なっているのかと思います。その中で議員の方々、議会としてのその対応というのが表立ったところに位置づけられているのかどうか、そういうこともあるのかと思います。見直しを図っていく中で、その本部体制をつくる、そういうことの中で議員の皆さん、また、議会の皆さん方の役割、そういうようなものもあらわれてくるのではないかなと、そのように考えてございます。今回の御意見をいただきながら見直し作業に当たってまいりたいと、そのように思います。よろしく願いをいたします。

◇議 長 品田議員。

品田君、一問一答だから、今回この次から1番、2番、3番と書いてありますよね。一つずつ話して決めていくほうが、そのほうが皆さんもわかりやすいと思うから。

◇品田議員 今回時間が足りないものですから。

◇議 長 皆さんもわかりやすいような質問をしてください。

◇品田議員 議長からのアドバイス等もいただきましたけれども、何せ時間との戦いで、後藤議長が許して5分ぐらいオーバーしてもいいとかというようなものを加味していただけるならば、いいアドバイスだと思います。

続いて、AEDについてでございます。先ほど設置場所をいただきました。私も全部調べたわけではございませんけれども、ちょっと気になったのは、ドリーム苑が60床になったし、広範囲でありますけれども、1台なのかどうか確認をしましたら2台でございますので、27台ということの認識であります。これは、消防署の連絡でありますけれども、行政のほうも2台という認識は忘れているのではないだろうかということでございます。つけ加えておきます。

AEDにつきましては、大変緊急性を要します。これがもう第1点でございます、1分後にAEDを使えば救急率は90%、2分なら80%というふうに1分ごとに10%ずつ減っていきます。ですから、大変時間との戦いです。ですから、どこにあるかとかどうだとかと言っている時間がないということで、効率的にこの機械を生かすことであれば、もっと真剣な取り組みが必要でないかなと。1台何せ33万円という価格なものだそうでございます。そんなことで、まずもって管理者のいないところ、松田選手が問題だったのはグラウンドでございます、管理者がいない。そこに当然AEDもない。クラブチームも持っていない。ここに大きな穴があったのです。ですから、今町長が言ったとおり、答弁にありましたけれども、うちの町では貸し出しをしている、こういう認識で答弁がありましたけれども、間違いなければ大変結構なことであろうと思います。だから、貸し出しの前、事前にそれらのグループの者たちは講習を受けるということであれば、使い方がわからなければ何もならないことであ

りますので、そこら辺の関連をきちっと押さえてやっていただければいいかな、こんなふうに思います。ですから、運動公園、野球場、ゲートボール場、パークゴルフ場、東藻琴多目的公園、すぱーく東藻琴等、A E Dはついていない、こういうことでございますので、御老人の場合はいつ何事が起きるかわかりません。当然そういう老人団体についても講習をすぐさま行って、使用する場合は貸し出しをするということをはっきりルールづけをしてもらいたいと思います。それでは、消防署に1台でいいかということも結論づけてくれるのでないかなと、こんなふうに思っております。A E Dについては、そういうことであります。

あと、女満別においても温泉施設等で何件か心筋梗塞で倒れられたという事件もありますし、そういう集客施設、温泉宿泊施設等の業者に対しましては、つけていただけるように要請をしていただきたいし、女満別においてはグループホーム、東藻琴もグループホームがございます。火事の探知器をこの間設置したところでございすけれども、A E Dも最低限必要な機械だと思いますけれども、その辺の要請活動も伴わせて行っていただきたいと思います。

2 番目については、そういうことでございす。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 必要性については、広く設置後、社会の中で認められている部分がございます。町内で26カ所27台ということでございますけれども、まだ不十分ではないかと、まだほかにも設置をしたほうがいい箇所、また、そういう機会もあるのではないかと、というような御指摘かと思ひます。これについては、今の台数で十分なのかどうなのか、さらに検討、検証してみたいと、そのように思ひます。また、先ほど言ひましたように、やっぱり人が使うものですので、幾ら音声で指示が出るとはいいながら、焦っているときはなかなか、やはり必要なときに使えるためには、ある意味のなれというのでしょうか、そういう経験が必要になってこようかと思ひます。そういう講習についても、今後もより多くの方に受講していただけるように取り計らってまいりたいと思ひますし、町の施設だけではなくて、民間でもいろいろな方々がお集まりになる施設もあります。そういうところに対しては要請活動も行つてまいりたい、そのように思ひます。よろしくお願ひいたします。

◇議 長 1 番、品田議員。

◇品田議員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

講習会の詰めというか内容、使用者、団体等を煮詰めて、何回も講習会を開いて生かせる機器であるようにお願ひをしておきます。

3 番目の透析患者の通院費助成の拡大についてでございます。町長さんの説明のとおり、福祉有償輸送ということで拡大をされたところでございすけれども、何分治らない病気、そして週に3回、多い人は4回、大変な肉体的、精神的苦痛でございます。それを察する余り、私も質問に踏み切つたところでございすけれども、もっともっとというのはつらいというのはわかりますけれども、何分有償輸送の場合は月3万円弱かかるということでございすので、その大きさはわかると思ひます。また、

若年の場合も、先ほど説明しましたがけれども、障がい者年金という形で経済的なものも断たれて、そういう中でやっていくということでございますので、ほとんど有償輸送にならない、やっぱり自分の力で病院に行くというのは、価格が高いから行くわけですけれども、その車の維持費も大変なものだろうと、こんなふうに考えているところでございますので、本当に町長さんの英断をもって14名を救ってあげてほしい。例えば、交通費の自家用の手当ての分は、月5,000円から6,000円かかります。有償輸送は、先ほど言ったように30何万円かかるわけです。ですから、その辺をぐっと圧縮して有償輸送で本当に1,000円、1,500円、自家用車の場合は1割だけでもって、本当に無償にできないか、給付型にできないかという形でございます。そうすれば、私は有償輸送のほうに足が向くのではないかなと、こんなふうに思っているところでございますので、よろしく願いをしたい。考え方をもう少し持ってもらいたいかと。本当に一生の問題で、若年の場合は道を断たれていくということでもありますので、ひとつよろしく願いをしたいと、そんなことでございます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 経済的な支援、その部門、部門ごとの経済的な支援というものについては、市町村の段階でも行っている例が多々ありまして、一つの行為に対する財政的な助成制度の支援というものは今までもいろんな分野で行ってきておりますけれども、今議員の御指摘の生活全般、収入の道が閉ざされるので、そのところを底支えするというような経済的な支援ということについては、ほかの分野でも私は今思い出す、いろんなことを考えておりますけれども、なかなか町としては取り決めていないというのが現状ではないか。そういうような状況になる場面においては、国として、例えば北海道として、また、市町村として、また、その3つが一緒になってというような形で下支えをするというような制度に、今のところなっているのではないかなというような感じ方をしております。ですので、私どもは先ほど言った医療費の部分ではなくて、その交通費の部分で御支援をさせていただこうということで拡充をさせていただきました。その検証もまだ十分ではありませんので、そういったようなところから御支援をさせていただくということをまず基本に置きたいと、そのように思っております。

また、別な機会に透析のことについて、議会の場面だったかと思っておりますけれども、御質問なりをいただいたことが、別な議員の方からあったかと思っております。たまたま今交通費のことでいいますと、町内で治療ができていないということに大きな課題があるわけであります。そのときにもお話を申し上げましたが、今時点ではなかなか難しいのですけれども、将来は何とかこの地域の中で、市町村の単位の中でそういう治療を受けていただけるような、そんな環境もつくっていかねばならない。大変ハードルとしては高いわけでありまして、そういうことも折に触れ、医療機関などとも相談も、また、御提案もいろいろさせていただいている現状にあります。そういうところでもって、町としての今時点での支援といえましょうか、対策というものを講じてまいりたいと、そのように思っております。

また、国や北海道に対して、先日は北海道の中でがんの方の生活経済支援というところまでは踏み込んでいないのですけれども、がんの方々も職場がなかなか限られてしまうとか、生活の面で収入が途絶えてしまうというようなことでの条例制定に向け

ての動きがあるようであります。今後、こういう透析の方々に対してそういうようなことが必要ではないか、そういう訴えかけもあわせて行っていければと、そのように思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 1 番、品田議員。

◇品田議員 本当に町長さんのおっしゃるとおり、我が町に透析機器があればこういったこともないと思いますけれども、なかなか本当に難しい話でございますので、せめて交通費の助成の拡大だけはどういうふうな気持ちで質問をしたところであります。福祉有償の実績を見ても2人ということで、やはり2, 800円にしてもまだ大変だということで、自家用車で通っている患者さんの気持ちがそこに見てとれるわけございまして、一段の福祉輸送のプライスを下げるよう再度お願いを申し上げたいと思います。

続いて、4番目でございます。福祉タクシー券の町外利用について。これは前段の同僚議員の話とやや重なる点もあるように思いますけれども、福祉タクシー券の利用状況を見ましても75歳以上ということを広大了けれども、そんなに使用量がパーセント的に上がっていないということは……自主的にとりに来ているわけですから、全員に配っているわけではない。自主的に申し込んでとりに来ているのにもかかわらず、総体で58.8%程度のもの。どこかにこの制度の問題点があるのでなかろうかなということで、二、三の御老人の方にインタビューといいますか、ちょっと聞いてみたところ、東藻琴にも女満別にも、先ほど言ったとおり、どうも病院で外に出る機会が圧倒的に多いようございまして、そのときに公共交通を利用するときに、その後何か用を足したい、友人に会いたい、どここの施設に行きたいということで、そこでタクシー券を使えたらな、こんなことがかなり多い数字で上がっております。ですから、先ほど町長さんの言ったとおり、社会活動の拡大、促進ということをする文句にしていますし、女満別だけでは足りないのだろうな。それだけ老人の方もそういうところへどんどん、どんどん出歩いていくし、まして相乗的に病院の通院ということは重荷になっておりますし、ついでにそういう活動をしたい、そういうふうなニーズがあるという形で質問をさせていただいたわけでありまして。本当に消費者と同じように、老人の方の活動も広範囲になっています。このたび定住自立圏構想で網走市とも組んでおりますけれども、やはりそういう社会施設等の相互利用ということもうたっております。そのときに、やはりベースメントにあるのは自家用で行くということを行行政側は概念的に思っている。ところが、そうではなくて、同僚議員ではないですけれども、そういう人ばかりではない。また、あっても、あえてそういうバスや汽車を使うということも大事な時代でなかろうかなと。そのときに、目的地まで行けるタクシー券が使えるということは、大変彼らにとって大きなメリットになるだろうと、私はそういうふうに思っているわけです。ですから、ニーズの拡大と、やっぱりマッチングの制度というものを考えていただきたいと、こういうことで質問させていただいたところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 透析の関係につきましては、先ほど言いましたように昨年の４月に制度の拡充をして広げたところであります。議員としては、いろいろな御意見も伺っているということでありましょうけれども、私どもとしましては、その内容、どこまでの範疇で応援をするべきかということをもう少しお時間をいただいて、検証させていただきたい、そのように思います。

また、福祉タクシー券でありますけれども、利用率が低いと。先ほど担当課長のほうから交付率、利用率、どちらも大体平成２２年度については６０％程度ということで話が合ったかと思えます。目的とすれば、外に出ていろいろな活動、通院だけではなくて、いろいろな社会活動だとかいろんなところで外に出ていただく、そのことで地域の中とのかかわりを持っていただく、そういうことを重視していきたいということで出させていただいております。なるべく大勢の方というか、必要な方に漏れなく行くようにということで昨年の６月、いろいろなところで制度拡充をいたしました。ですけれども、７５歳以上の方、身障の方ともども、私はまだ自分で運転ができるのだと、御厄介にならなくてもいいですよという方もいらっしゃいますし、私どもからすればそれは大変ありがたいことでありまして、そういう今時点で必要でない方々については、何とか使ってくれという言い方を私どもは今するつもりはございません。必要な方に使っていただきたいという思いで、出させていただいております。また、利用率などもお話を聞きますと、いや、今いいのです、大丈夫ですと。ですけれども、あした必要になるかもしれない。万が一のためということもあるので、一応交付は受けておきます。また、夏場は自分でも運転できるのだけれども、大丈夫だと思っています。だけれども、冬はやっぱり不安になるので、冬るとき、出るときにこれを使わせてもらおうというふうに思っていますよというような方もお受け取りに来たときにおっしゃる方もいらっしゃいます。そんなことで利用率のほうも、出したけれども、十分１００％ではないというところで、それも私どもからすれば大変ありがたいことだと。本来の目的は、高齢者や障がい者の方々が広く地域の中に、外へ出ていろいろな活動に携わっていただくということでありますので、私どもでは一方では高齢者の方々の健康をしっかりと守って、いつまでもお元気でいていただくということも目標にして、いろんな施策も展開してございます。しかし、かなわずして自分ではなかなか運転ができないという方のためにこの制度がありますので、そういうところの交付率のことだけでは、この制度のよしあしといえるでしょうか、そのところを論じられないのではないかなと思っております。

また、定住自立圏の関係のお話もあって、いろいろなところ、これはお互いが相乗効果で補完し合うというようなことも想定をしてございます。先ほど言いましたように、ただ私どもには全くないわけではなくて、地元のそういう事業者の方々がいらっしゃるわけでありまして、使う場合には地元の方々を使っていただきたいということをお前提としたいというふうに考えてございます。これが、そういうところがないよということであれば、当然いろんなところをお願いをして補完するということは必要になってこようかと思えますけれども、今時点で町内でそういう方々がいらっしゃいますので、その部分についてはぜひ御利用をいただきたい。多分議員が言われていらっしゃるものは、例えば網走市なり美幌町なりに公共交通機関で行って、そこからの御利用ということだろうと思うのです。ですけれども、福祉タクシー券の利用については、そこで地元のハイヤー会社を使うというのは外しておりますけれども、それ

以外でもいろいろなところでお使いいただく場面というのはあるのではないかというふうに思います。ですので、町が交付している部分については、ぜひ地元の事業者の方々の範疇の中でお使いをいただければありがたいものだと、そのように考えてございます。これも先ほど言ったように、昨年の6月に対象範囲を大幅に拡充して取り扱わせていただいております。今言ったような御意見もあるのでしょうかけれども、それらも含めてもう少し時間をいただいて、その中で検証して今後考えさせていただきたい、そのように思いますので、ぜひ御理解を賜りたいものだと、そのように思います。よろしく願いをいたします。

◇議 長 1 番、品田議員。

◇品田議員 町長の話をもっと十分わかっているつもりでございますけれども、まずこのターゲットはいわゆる弱者だと思います。ただし、概念的に、予算的に75歳以上にしたことと、昔は70歳でも十分な老人でございました。そういう時代もありました。福祉褒賞ではないですけども、70歳代からもらえた時代もあったわけです。たまたま後期高齢者という概念ができて75歳というくりにしましたけれども、75歳の人でもぴんぴんの人はいます。92歳でパークゴルフ場へ毎日通っている御老人もおります。ただし、70歳の人でも、居宅で足がなくて病院まで通うのが大変だという人もおられるわけです。そういう、やっぱり政策のまさぐりというものをしっかりして、きちっと決めなければならぬですけども、方法的にはあるのだろうなという考え方が私には基本的にあるのです。70歳でも居宅で、身内がいなくて一人で悩んでいる御老人もおるのです。その人方から福祉タクシー券までにあと3年あるけれども、私は大変だというふうなお声もちょうだいしているわけです。それを救い上げるという方法だって私はあると思います。70歳というふうにしなくて、自己申告と。それこそ先ほど町長さんが言ったとおり、福祉課へ行ったら何とかならないか。そういう窮状を訴える人方に対応できると、先ほど町長から、そういう話もありました。そのときになるほどなど、本当に大変だなどというのは担当の課長さんが判断されて、それを町長が見て、そのとおりだなというものがあつたときには救い上げる、そういう心があつても、私は心根がある政策があつてもよろしいのではないかと、このような考え方で申し上げているところでございます。

そんなことで時間もないですけども、5番目、あと5分でございますので、計画どおりにいっているようでございますけれども、進めさせていただきたいと思います。

住生活基本計画に基づく大空町住宅マスタープラン策定、町長の言っていることはよくわかっております。ただし、今までなぜ住生活基本計画が公にまとめてこれなかったのか。ほかの町では、早々と住宅マスタープランをやっておるのですが、そのとき女満別町に昔は住宅マスタープランはあつたのだと。ところが、私は平成15年のときからそのようなプランは見えておりません。女満別の住宅事情を見ますとどんどん、どんどん、先ほどの話でありますけれども、高齢者の方々が1人になって転居する、亡くなるという形でいろいろと空き家が目立って、いろいろマッチングする場所があれば、マッチングしないでそのまま放置をされているというふうな住宅は、私は毎年これからふえてくると思います。そういう意味で、今やられている住み替え制度だとか空き家登録制度だとか、いろんな住宅に関するそういう網羅した総合的住宅政策と

いうものの計画を、早くまとめたらいいのだろうなという考え方でおるわけでございます。それについて町長の認識を、どういった内容でやっていくのだということの考え方を聞きたい。ただ、それは住宅基本計画でもよろしいのです。何も住宅マスタープランでなくてもよろしいですけれども、どういうことで考えているのか。株式会社ズコーシャという形で送るようにアンケートがなっておりますけれども、それ以前に行政がどのようにその問題を把握しているのか。そして、どういうふうな形のかじ取りをしていこうというふうに思っているのか。そういうものがなければ、委託の業者が巧みですから、いろんな形でつくると思います。それは、もしかするとどこの町も同じものになりがちになってくる。そこでやっぱり独自性のある計画をつくるのであれば、行政がまずもってそういう認識で、ある程度のアバウトな計画地、概念図を持っていかなければ委託先では、言葉は悪いですが、何でもつくれるわけです、簡単に言いますとお金で済むことです。そういう気持ちがあれば、いい計画にはならないだろう。そしてまた、そういった計画に対しては、議会を通じて周知、認識をして責任を持ってやっていくためにも、それも議決拡大という形でほかの町では議決事項になっているということで質問をさせていただいたところでありますので、よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず、福祉タクシー券の関係でありますけれども、先ほど言いましたように対象者のところを大幅に拡充をして、なるだけそういう方々、必要とされている方々が漏れないようにしてまいりました。ですので、その拡充前も大体交付率、使用率6割程度でありましたけれども、広げても、人数はふえたのですけれども、やはりその程度ということは、やはり広げた中で救われた方々もたくさんいるというふうに思っております。当時は、その世帯区分の問題でありますとか、それから所得のとり方の問題、そういうところが御議論の大きなところであったかと思えます。そういうところ、あと家族間の利用のことについてだとか、そういうことが課題だったと思えますけれども、そういったところは今回の、去年の6月の改正の中で拡充をして、より多くの方々、本来必要とされている方々に手を差し伸べた、そして対象としたつもりでございます。年齢のことでいいますと、確かに70歳でも65歳でも、もっと若い世代の方々でも必要な方はいます。自己申告でということでもありますけれども、やはり行政が行っていく制度の中には何かしらの基準を、それなりの説明が必要ですが、そういったものをどこかで、申しわけないですが、線引きをしなければならぬという現実があるかと思えます。ですので、これについては確かに今言われた御意見、先ほど透析のところでもお話ししましたように、御意見としてあるのだなということは私どもも受けとめさせていただきますけれども、それらも踏まえた中で去年の6月に拡充をした制度でございます。もう少しお時間をいただいて、そのあたりの検証結果を踏まえながら、今後検討すべきところがあれば考えていきたいと、そのように思っておりますので、この点については御理解を賜りたいと、そのように思います。

また、住宅施策の関係でありますけれども、議員が御指摘のように住宅マスタープランというようなものに直接寄り添った形ではありませんけれども、ここ何年かの間

の中で宅地の造成を土地開発公社が主体として行って分譲をしたり、それから町営住宅の整備も行ってまいりました。これは、従来の住宅マスタープランからの継続的な考え方もありました。そのほかに住み替え事業でありますとかリフォームの助成事業というようなものも行ってきております。私の考える中においては、昭和40年代の後半ぐらいから昭和50年代、昭和60年代にかけては市街地の外側に宅地を求めてどんどんと宅地分譲をして、そこに新しい戸建てを建てていただくというような政策で市街地がだんだんと広がってきましたけれども、高齢化社会の中にあって今町の中に空き家というようなものがだんだんとふえてきている現状にある。外に市街地を伸ばすのではなくて、今その空き家になりつつある、なる可能性があるようなところを今後どうやって埋めていくか。今ある町民の皆さん方の資産を含めて、どうやって後世に長く伝えていくか、使っていくかということが一つ大きなポイントになってくるのではないかと、そのように思っております。そういうことを推奨していくための計画でなくてはならないと、そのように思っておりますし、もう一つは町の社会資本整備の中で町として供給すべき町営住宅の質や、さらには数が、量がどの程度のものがいいのか。住みやすい町をつくるという、いろんな制度のことも必要でありますけれども、基本となる衣食住のその住の部分というものを、北海道の地域でいえば市町村が担っていかなければならない部分が多分にございます。その必要量をはじき出すための計画というものでなくてはならないのではないかなと、そのように考えてございます。ですので、私どもの地域は女満別の地域と東藻琴の地域があります。どちらの地域にどの程度の、そういう町の持つ住宅が必要かというようなものをこの計画の中で検討していきたい、そのように考えてございます。そういう意向を持って、その計画全体を民間事業者の方にプランニングをしてもらうというような考え方で、アンケートなども直接そこに行くような今形で進めてございます。

また、この計画をつくっていく中では、町営住宅の入居者選考委員会の委員の方と町の職員とで委員会を設定をして、その中でこの計画の内容について素案づくりについて詰めさせていただいております。現在まで2回ほど開催をしておりますけれども、そういう中である程度形づくったものが見えてきましたら、その段階で、先ほど申しましたように議会の所管委員会などにもお諮りをして御意見をいただく機会もつくってまいりたいと、そのように考えてございますので、そのときにまた御指導などをいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 品田議員。

◇品田議員 今行われているアンケートも戸建ての方の対象と、公営住宅入居者の対象と2つに分かれてアンケートがなされているように思います。そういう意味で、公営住宅の考え方、これから高齢化社会を迎える公営住宅はどのようなものなのか、どういうふうな形のものがいいのか。また、戸建ての対応、高齢化を迎えてひとり住まいになるという形になった節に、私の町ではまずもって住宅を処分しなければ公営住宅に入れないというのが原則でございますよね。ところが、他町村を見ると、そういった形ではなくて、その活用、戸建ての活用というものをいろいろ考えておるような町もございます。そういった高齢化社会を迎えるにつれて、そういう問題が発生するにつれて、そういう問題も整理をしてやっていかなければならないだろうと、そんな

ふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思って質問したところでございます。多分公営住宅、私は何も確認をしないで言っておりますので、多分自分の家があって公営住宅に入居できないと、売らなければだめだし、売るという確認がなければ、不動産屋さんとの関係がなければだめだというふうな形で私は認識しておりますけれども、そういったことでありますので、いろいろ高齢化社会が進む中で、進むということは経済力がそがれるということです。地域力がだんだんなくなっていく、活力がなくなっていくことですから、それが目の前にあるということの認識の上で住宅政策はどうあるべきか。また、それを逆手にとって活性化させる方法はないか、移住者を多く求めることはできないか、定住ゾーンをふやすことができないかということであろうと思いますので、最後の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どもとすれば、先ほど言いましたように住み替え事業ですとか、それは移住者の方々などを対象としたものも含めて展開をしていて、これなどはいろんな議員の方からの御意見などもいただいて、私とすれば先駆的に取り組んできているつもりでもあります。ただ、その水準がどうであるかということにすれば、少ないよりは助成制度は多いほうがいいというのは、受ける側からすれば当然のことかと思います。また、そういう中で例えば自分の住宅を手放して公営住宅にお住まいになると。ただ、やはりこれは公営住宅の入居する側の基本的な考え方として町営住宅、公営住宅ですけれども、どういった方々のためにあるのか。それは住宅が、今住む場所がなくて困窮をされている方、そこがまず第一義的なことでありますので、今住宅は持っているのだけれども、やっぱりいろんなことでそっちに先に入りたいのだというところを優先するわけには当然まいりません。ないということを前提にしなければなりませんので、例えばそういう将来設計の中でなる場合については、やはり資産として持っているものを例えば処分をしなければならない。これは、決して私どもの町だけの制限ではなくて、どこの町村へ行っても、どこの市へ行っても、町営住宅、市営住宅というものについては、そういうような制限を受けながらあるということが前提になってございます。決して私どもの町だけがそのところに踏み込めていないということでないことについては、御理解を賜りたいと思います。ただ、言われている趣旨のことも私はわかるつもりでおりまして、そういう中でどんどん新しい生活設計の中で必要な方に戸建てがわたり、集合住宅などの町営住宅などを欲している方にそういうところが回るということの仕組みづくりは、これはいろんなことをとらえながら研究していかなければならないことだろうというふうに思っておりますが、現状ではまだそのところのハードルが越えられていないということで御理解を賜りたいと、そのように思います。ぜひほかの市町村に現在お住まいの方も、雇用のこととか住居のこととか、それから生活をしていく環境のこととか、そういう中で大空町に住みたいねと言っただけのように、また、そのときに住宅が供給できるような、そういう町づくりを進めていけばいいなど、そのような気持ちでおります。ぜひ今後とも御指導をいただきながら、この住宅政策につきましても積極的に取り組んでまいりたい、そのように思いますので、御指導をお願い申し上げまして、御答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 ここで暫時休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 0時10分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
これにて品田好博議員の一般質問を終了いたします。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 0時10分

平成 2 3 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成23年 9 月20日
- ・ 開 会 平成23年 9 月20日
- ・ 閉 会 平成23年 9 月21日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町		長	教育委員会委員長
監	査	委員	農業委員会会長
副		町	福祉課参事
総	合	支所	産業課長
会	計	管理	者産業課参事
総	務	課	長建設課長
総	務	課	参事建設課参事
住	民	課	長住民福祉課長
住	民	課	参事産業建設課長
福	祉	課	長総務課主幹
教		育	長学校管理課主幹
社	会	教	育課長
監	査	委員	事務局長
			農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前 10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成23年第3回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、4番、松田信行議員及び5番、齋藤宏司議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、12名全員であります。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。
本日の議事日程は、配付しております議事日程表のとおりであります。
以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第54号

- ◇議 長 日程第2、議案第54号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一
部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
教育委員会菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから日程第2、議案第54号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の
一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第55号

◇議 長 日程第3、議案第55号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋住民課長。

◇住民課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 議案の説明をいただきました。ちょっと簡単なことで申しわけないのですが、別表第2、法人名に特定非営利活動法人めまんべつ観光協会云々というふうに書かれているわけですが、これは新しく別表第2が成立したのであって、ほかのものは存在していないのですか。その確認から、まず始めたいと思います。

◇議 長 高橋住民課長。

◇住民課長 小島議員さんのおっしゃるとおり、今回別表第2は新たに作成し、この寄附金控除の法人として、NPO法人めまんべつ観光協会を条例化したものでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 そうであれば、そのことは了としたいのですが、議案書に明確に書かれてるように、主たる事務所の所在地が大空町女満別昭和96番地の1。これは恐らく、業務委託契約を結んだメルヘンピットのところの場所ではないかなと、間違っていたら訂正していただきたいのですが、以前、私が指摘したときには、地域振興会館に置かれてありました。このことが、改めてこういうふうに住所を明確にしている以上、その取り扱いについて、主たる事務所としての取り扱いを委託契約とは別に文書の交換を行ったのかどうか。そのことを確認したいと思います。

◇議 長 高橋住民課長。

◇住民課長 別表第2の法人につきましては、条例第34条の7第2項の定めにつきまして、控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人からの申し出があった場合においてということでございます。今回、その申し出があった、その住所が大空町女満別昭

和 9 6 番地の 1 ということでございますので、御理解のほど賜りたいと思います。

◇議 長 10 番、小島一弘議員。

◇小島議員 私が聞きたいのは、申請があったから載っけましたという話ではなくて、主たる事務所が前の報告のあったことと変わっているわけですから、そのことに関する、申請したいが事務所が直ったからそれで受けたのだよという話に聞こえちゃうのだけれども、そうではないでしょ。だから、変更した理由と、さらにそこに設定されたとすれば、それが公共施設だった場合にどうするのかという話が、前にも指摘事項であるわけだから、それは行政のほうで主たる事務所として認定する契約を結んでいるのなら、これはまた別です。僕は委託契約しかないと理解しているので、観光協会の事務所として委託したわけではないでしょ。だから、その辺の整理を聞いているのです。ちゃんと答えてください。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 31 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
福田産業課長。

◇産業課長 NPO 法人めまんべつ観光協会でございますが、大空町観光交流センターの中の使用には使用許可申請が必要であり、許可をして、その中で事務を行っているところでございます。その住所が、大空町女満別昭和 9 6 番地の 1 ということで申請されている住所でございます。

◇議 長 10 番、小島一弘議員。

◇小島議員 これは前にも指摘したことなのですが、使用許可を出したとと法人登記の住所ということは、イコールにはならないのです。考え方として、交通整理として。だから、私は確認をしているのです。だから、答弁漏れです。前の住所と変更した理由はどうなっているのか、回答がないじゃないですか。今そこに変わりましたというのは、どういう根拠によってそういうふうに変えたのですかという話も出てこなければいけない。改めて言うと、主要な観光協会の事務所として認めるということは、使用許可が出たら認めるのですか。町の業務委託の内容に応じて契約をしたのでしょ。それを、事務所として使用許可を出すという考え方と、登記上の事務所ということと、意味がいろいろあるので交通整理をして答えてくださいと言っているのです。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 33 分

再開 午前10時34分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福田産業課長。

◇産業課長 先ほどのメルヘン観光交流センターの使用についてでございますけれども、使用許可申請をもって、観光案内所として許可をしているところでございます。NPO法人めまんべつ観光協会につきましては、定款を変更いたしまして大空町女満別昭和96番地の1において、住所としているところでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 これは前にも質疑したことで、恐らく町長は理解していると思うのです。川口副町長も理解しているはずです。登記上、変更されたかどうかということも問題だし、事務所の申請が出たと、使用許可が出て業務委託契約を交わして行ったことと、みんなごっちゃにしているけれども、本質的な問題は違うのです。登記がなぜ変更…相手方でしょ。法人格の一番大事な。簡単に言えば、法人格の戸籍です。そこがどこにあるかということが大事なのです。だから、業務委託契約をそこで結んだら、前の業務委託契約は地域振興会館にあった形で契約を結ばれているはずです。僕が指摘したときに、それが相談を受けてないという話まで出たのだから。今回は、相談があったという言い方をするのであれば、文書できちっと交わさなければいけないし、登記の写しを持って、登記簿上も変更されたところを確認しなきゃいけないでしょ。そういう事務処理を、やったのですかということを確認しているのです。わざわざ条例に住所を書くのですから。私が言っているのは、現住所でいいとかという話ではないでしょ。わざわざ書くのです。私もこの質疑は、所在地が書いていなかったら言いません、所在地があるべきなのだろうけれども。わざわざ別表第2に、主たる事務所の所在地と書いているじゃないですか。産業課長の答弁じゃだめなのです。それを写し……

(何事か言う者あり)

何を言っているのだ。それでは議長、僕は要求します。NPO法人めまんべつ観光協会についての登記の写しを、資料として要求します。そして、業務委託契約並びにその申請許可、それをどういう主体で行ったのか、全部写しを私は資料要求いたします。それじゃないと納得できないでしょ。今の説明を聞いて、私はわかりません。

◇議 長 高橋住民課長。

◇住民課長 NPO法人めまんべつ観光協会につきましてはの住所の関係でございますけれども、9月2日に寄附金控除に関する指定申出書というものが出てきております。その中の住所は同じく、大空町女満別昭和96番地の1ということでございまして、添付書類として北海道の認可証であるとか、設立趣旨書、定款等ありますので、定款を今確認していたところ、事務所の住所が書いてございます。この法人は、主たる事務所を大空町女満別昭和96番地の1に置くということで定款になってございますので、

住所については間違いないかと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 何があるか知らないけれど、なぜそれを最初に説明しないのか。私が聞いているのはそれでしょ。その確認を、簡単な質疑をすると僕は言っているのだから。それがスムーズに出てこないということ自体がおかしいのです。事務処理として、答弁としても。ですから、定款上もそうなったとすれば、私は前に返りますけれども、川口副町長に一度質疑をしました。その際には、相談を受けていないで定款上の登記は地域振興会館になっていると、相談を受けておりません。その後、私は何の報告も受けておりません。本会議において、大事な質疑をしているのですから。それがどう変わったか、事務所の変更があった、そういうことについては、今回の申請書類以外にも自動的に契約だって変更しているはずでしょ。そういうものも、全部整理をされているのですかと、私は言っているのです。前の事務所、主たる事務所と違うのですから、その前に委託契約は結んでいるでしょ。そうしたら、変更手続を取っていますか。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第55号の議事を続けます。

福田産業課長。

◇産業課長 NPO法人めまんべつ観光協会に関しましては、メルヘン観光交流センターの施設の使用に関すること。それから、観光業務の人的な委託をする部分。それと観光業務の中の補助金を支出する部分とございますが、その中で昨年のメルヘン観光交流センターができた平成22年6月30日以降につきましては、申請については現住所であります大空町女満別昭和96番地の1で申請行為がなされているところであります。その後、謄本等で確認をさせていただきますと、今年の5月23日に申請をいたしまして、6月1日に登記がこの大空町女満別昭和96番地の1に変更になっているというのが現状でございます。その公共施設の中に、その他の団体が住所を登記をするということについては、他の団体にも見受けられるということでございます。その詳細について、確認をしなければいけない点があるかと思いますが、現時点では問題はないのではないかとこのように判断をしております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 問題のないという法的根拠を聞かせてもらいたいのですが。そこがわかれば、私は納得します。私が言いたいのは、以前、登記の現住所が公共施設にあることはどうなのですかということを聞いた。そして、相談を受けているのかと言ったら、相談を受けていないと言った。今の答弁は、5月の二十何日かに始まって6月1日に登記が完了していますよと、そのときに、そこに置いていいかどうか、相談を受けたのですかということです。

それから、間違ったら困るからはっきりしておきます。他の非営利団体、いろいろあります。NPO法人は、一般的な非営利団体とは違うのです。財団だとか、その他のものとは違うのです。明瞭に収益事業ができると、うたっているからです。そこがポイントです。ですから、民間とは違いますよと言いながら、そういう意味でNPO法人というのは、ないまぜの組織なのです。その活用を生かすという意味で、新しい力という位置づけがあるわけですがそれでも。だから、公共施設に置いていいということになると、それは違うのです。私は登記上のことを言っているのです。任意団体のうちだったらまだいいです。事務所を預かっていますとか。法律上の登記の場所にしちゃうのです。事前の協議なしに、後から聞くと登記は変更になっていて、事務所の手続はしたけれどもというふうにしかな聞こえないです。法的にはいいみたいです、聞いていると、そんなあいまいな答弁です。だからそこを僕はわかりやすく、きちっと整理して言ってくださいと言っているのです。これは担当課長では無理です。一つお答えください、副町長。お願いします。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 小島議員の御質問に対して、なかなか適切な答弁ができないということで、大変申しわけないなというふうに思っております。今言われているのは、そういう法人の事務所という考え方ですが、登記の話については、それは登記所が行っておりますけれども、問題は町の施設をその団体に対して、事務所として許可をしていいかどうかという判断かというふうに思います。町の許可の中には、公共施設を貸し出す場合については、今回のメルヘン観光交流センターの場合については、条例に基づいた使用許可と、そのほかに目的外使用というような許可があって、その中で事務所の設置まで、これは当然、目的外使用の場合になりますと、確か規則だったと思いますけれども、公共性があるだとか一定の要件のもとに、何でもかんでも出せるというものではないのですけれども、そういう一定の公的な団体に対して許可ができるという制度になっております。今回については、この観光交流センターの事業が4つほどありますけれども、主に観光情報の収集提供、地場産業を活用した飲食店の提供に関する事業、憩いとふれあいの場の提供に関する事業、あわせてその3号に掲げるもののほか、この観光交流センターとしての目的を行うための事業としての条例に基づく使用許可を出したという判断でございます。その中で、事務所として認めたことになるのかということなのですが、基本的にはこの事業を中心に行っておりますので、そのことに対して許可を出したと。ただ、先ほど言いましたように、観光協

会はそれ以外の事業もあるのではないかと考えたときには、すべて、今の段階では、この目的に応じた許可だけでいいのかどうかということについては、一考するところがあるのかなというふうには、今思っているところでございます。その辺も含めて、もう一度整理をさせていただきまして、改めて前回は報告がなかったということでございますので、機会をいただいてその結果を御報告させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 平行線みたいなのところも若干ありまして、法的な解釈、その他もいろいろあるでしょう。そして、いろいろと精査をしなければならないこともあるやに答弁で伺いました。問題は、議案に出された条例全体を私は否定するものではありませんけれども、主たる事務所の所在地が問題になっておりますので、この辺の取り扱いについて、私は非常に困っています。今の答弁では、すきっと落ちないので。後ほど、改めて精査をして答弁があるということですから。これはどういう整理をするのか、私には理解ができないのですけれども。このまま出しちゃうのかどうか。つまり、主たる事務所っていうのは、公共施設に置いていいかどうかという問題については、解決がついていないのです。以前、私が一番最初に質疑をしたときのを、もう一回交通整理をしていきますけれども、公共施設に置くのは望ましくないという観点から議論をさせてもらいました。そもそも相談を受けたのかと言うと、受けていないということでありました。今回は相談を受けたという話になるのです。その使用許可、主たる事務所というものに対する許可申請を行ったということについての見解が、あいまいなのです。だから今、川口副町長が言っていることだと思うのです。非営利事業以外のこともやっているから、いろいろと調べてみたいと。この条例は、この住所でどうしますか。私の立論からいえば、別に主旨はいいのですが、この住所は甚だ好ましくない。これは、観光協会にそういうものを認めるという友好関係、別表第2、住所が問題なのです。それについて、基本的な考え方。提案者のほうの考え方として、これをどう取り扱うのか言っていたかかないと、私は困るのです。そういうことです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 その主たる事務所を公共施設の中に置くことが可能か。もし、可能だとすれば、その根拠は何かということかと思えます。それにつきましては、先ほど副町長が申しましたように、そのほかの民間といえましょうか、第三セクターと一般的に言われているようなものも含めて、そういう事例が見受けられます。そのところと比較をして、この団体の位置づけ、性格なども分析をさせていただいて、後ほど次の議会の前までに私どものしっかりとした根拠、また、考え方というものをお示しをさせていただきたい、そのように思います。

また、今回のことにつきましては、そういう疑念といいますか、小島議員の側からのお話でいけば、そういうところがあるよということではありますけれども、私がお願いをしたいというところにつきましては、今回法務局にこの登記が、前段のところの許可の手续云々のことはありますけれども、登記をされているという実態において、

そのこのところの一点で、この住所をまずはよしというようなことでお考えをいただいて、ぜひこの議案につきましてはお認めをいただきたい。その後、その根拠たるものについては、整理をさせていただくということで御理解を賜りたい、そのように提案者として御答弁をさせていただきますので、何とぞ御理解を賜りたいものだと、そのように思います。

◇**小島議員** 了解しました。終わります。

◇**議 長** そのほか質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから日程第3、議案第55号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。
したがって、議案第55号 大空町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第56号

◇**議 長** 日程第4、議案第56号 大空町障がい者福祉センター条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇**福祉課長** (提案理由説明)

◇**議 長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第56号 大空町障がい者福祉センター条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 大空町障がい者福祉センター条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第57号

◇議 長 日程第5、議案第57号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福田産業課長。

◇産業課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第58号

◇議 長 日程第6、議案第58号 平成23年度大空町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、松田信行議員。

◇松田議員 藻琴山温泉芝桜公園整備事業について、少し具体的に聞きたいと思いますの

で、よろしくお願いいたします。説明がありましたけれども、４７ページの実施設設計委託料、ハウス施設業務委託料。これをちょっと私は聞き逃したのですけれども、もう少し具体的に説明をしていただきたい。

それと、この整備事業、私は前に一度、質問をしたことがあるのですけれども、温泉の有効活用ということについては、私も理解をしております。ただ、心配するのは負の財産にならぬようにと、そこが心配するところなののですけれども、そんなことを考えると、この事業のコンセプト、そこがしっかりしていないとうまくいかないような気がします。それは、現時点のコンセプトであり、将来に向けてのコンセプトをどう持っているのか。後は、それに伴う収支計画、予算です。これをどういう見通しを立てて、今後どう見通しているのか。まず、そこをお伺いしたいと思います。

◇議 長 伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 ただいまの御質問ですけれども、まず１３款の委託料の関係でございます。実施設計委託料につきましては、温浴利活用施設として温浴施設の部分の設計ということで、その分の設計を今年度中に行っていきたいというものでございます。

また、ハウス施設業務委託料につきましては、今回ハウスの施設の整備を今、工事費として上げさせていただいております。その施設ができますと、今の予定でいきますと、１２月初旬には順調にいけば完成するかというふうに計画をいたしております。

その管理委託料の関係で、これまで町としてこのハウスの部分について、内容につきましては、イチゴでの施設整備ということ、今現在考えておりますけれども、そのノウハウにつきましては、未知の状態に進んでございます。その関係で、施設ができる前段、その技術の習得だとか、そういうものを事前に行わなければならないという状況でございます。通常でいきますと、イチゴの場合、サイクル的には９月、１０月に定植を行いまして、１２月後半から６月、７月の頭くらいまで収穫ができるというようなサイクルになってございます。現在、ハウス整備をいたしており、順調にいきますと、１２月、年内には定植が可能かというふうに思っております。その１２月というのは、通常でいきますと遅くなる、通常でいけば９月、１０月の段階の作業が１２月になるということなものでありますから、その施設ができる前段で、定植の技術の関係ですとか、そこら辺の基本的な技術の習得等を身につけなければならないというようなことがございまして、その施設ができるまでの前段の業務につきまして、委託費で見積もらせていただいております。また、その後の施設ができた後の部分につきましては、その管理業務につきましても委託業務で出させていただきたいというふうに考えております。まずは、初めての事業、一応栽培での初めての事業ということもありますので、当分の間、町の管理で行いたいというふうに考えておりますので、その業務につきましては、委託で出させていただきたいというふうに考えているところです。

それと、もう一点。今回の整備に当たってのコンセプトということですが、まず、ハウスの関係につきましては、芝桜公園という観光地、観光施設を持っておりますので、観光事業の一環として整備をしたいというのが基本にございます。芝桜観光、それから観光施設の一つの施設として、運営をしていきたいというふうに考えております。その関係で、イチゴの栽培ということで現在考えており、主なものとして

はイチゴ狩りということで今現在考えておりまして、それを観光の一つの事業として組み入れていきたいということで考えております。

また、このイチゴにつきましては、イチゴ狩りというのは観光には馴染みが深いわけですが、前段で障がい者施設の関係の条例の話がございましたけれども、来年7月からの障がい者施設のオープンに伴いまして、これは最終的にはどうなるかによりまして、その就労の一つの場というようなことでも考えていけるのではないかと考えております。

それと収支の関係ですが、現在こちらのほうで計画をいたしておりますのは、イチゴの栽培を行うことで予定しておりますので、そのイチゴの収支ということになりますけれども、今回、栽培を予定しておりますイチゴにつきましては、一つの苗が年6回ほどとれるというようなことで、お聞きをいたしております。そういうようなことで計算をしていきますと、イチゴが大体、今イチゴ狩りをメインにやっていくということで考えますと、通常、北海道にはあまりイチゴ狩りのされているところはないわけですが、大体1,000円から1,200円くらいということで、入園の関係はそういうことで動いているところが多いということでお聞きをしております。そのようなことで、計算をいたしていくと、一つの苗が大体1,700円くらいの収入になるということで、お聞きをしております。それに対しまして、経費的には一つの苗で大体1,100円から1,200円くらいということで聞いております。最終的には、その入園料の設定だとか、そういうところもあるわけですが、通常、今現在、ほかの施設でやられている状況から見ますと、収入が1,700円に対しまして支出が1,200円くらいというような、これが順調にいった場合の話でございまして、そういうことで計画というか、予定は出したいというふうに思いますけれども、今後の集客の関係が一番重要になってきますので、その集客の関心のいかに、この数字が下がってくるというようなことが十分考えられることだと思います。最終的に収支につきましては、それほど大きな収入になるというようなことを考えてはおりませんが、観光施設として、どれだけ集客ができるかということにかかってくるのかなというふうに考えているところです。最終的に、4月、5月、6月に芝桜のシーズンが来ます。そのときの集客の関係、それから1月から3月までは、冬場の集客も見込めるということで考えてはおりますけれども、1月、3月につきましては、それほど多くはないかとは思いますが、順調にいきますと、よその施設を参考にいきますと、それぞれツアーが入ってきたり、そういうものが考えられるというようなこともあります。施設の足りるかどうかはちょっと、今現在の施設規模ではどうかとは思いますが、そういうことも考えられるということで、今現在考えているところでございます。雑駁な説明で大変申しわけありませんけれども、以上でございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 今の答弁の中で、コンセプトとしては観光事業。それから、その一つの効果として、就労の部分でということも、今お話があったのですが、私はそこところは理解します。ただ、観光ということを考えたときに、芝桜の4月、5月、そこら辺の期間を絞って、ターゲットというののもわかるのですけれども、いずれ面積的なものは

どうなのか。今は、単品一発イチゴ狩りということで念頭に置いていますけれど、今後はイチゴ狩りじゃなく、いろいろなメニューを考えているのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 今現在、イチゴでやっておりますけれども、最終的に一つのハウスですので、いろいろな品目をその一カ所のハウスでつくるということにつきましては、温度管理だとか、技術的な問題だとか、多少の制約が出てくるかもしれません。その部分で、もし技術的な温度設定が、その同じハウスの中でできるのであれば、そのような別のものも考えられるのかなというふうに思っております。

また、増設の部分につきましては、今回民有地の用地取得で当初考えておりましたけれども、今回その民有地の部分がちょっと取得ができないということになりましたので、芝桜公園の敷地の中で今回、建設をしたいということでございます。その部分につきましては、駐車場用地の一部ということで考えておまして、今後の集客だとか、そういうもので増設が必要ということになりますと、当面は駐車場の用地に立るといようなことになってきます。その部分では、若干の駐車場用地がなくなりますけれども、その部分については可能なかなというふうには思っております。

また、農業の関係でいけば、温泉熱を活用した新しい農作物の部分の模索ということも、将来的には考えられるのかなというふうに思っておりますけれども、現段階では、当面一つのハウスで進めていきたいというふうに思っております。

◇議 長 まだ、質問ありますか。
4番、松田信行議員。

◇松田議員 なかなかこの時点で、新事業なだけにコンセプトをしっかりと出せと、出すことに一番こしたことはないのですが。ただ、考え方として、将来はと今言いました。だからそれに向けて、そういう将来を考えているのなら、2年目にはどうするのか、3年目にはどうするのか、4年目にはどうするのか、そういう段階的なコンセプトというものをしっかりと持っていて、負の財産にならないように。それだけです。私から申し上げて終わります。

◇議 長 伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 ただいまの御意見、十分尊重させていただきまして、負の財産にならないように進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 そのほかありますか。
(挙手する者あり)

◇議 長 議案第58号の質疑中ですが、ここで昼食のため休憩にしたいと思います。
再開は、午後1時といたします。

休憩 午後 0時04分
再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第58号の議事を続けます。

7番、松岡克美議員。

◇松岡議員 一点、お伺いしたいと思います。先ほど午前中に松田議員が質問された内容に重複しますが、47ページの藻琴山温泉芝桜公園整備事業についてであります。このことにつきましては、温泉の有効活用ということで、せっかく掘った温泉でありますから有効に使っていただくということは、私どもは反対をするわけではありません。ただ、事業をやる上で、ある程度の採算も考えていかないと、事業として成り立たないだろうということも考えられるわけであります。そこで、先ほど伊藤産業建設課長のほうからお話がありましたが、全体の収入等については出てきておりません。それで、営業期間が約5カ月くらいだというふうに思ったのですが、単純に先ほどの話ですと、1,000円から1,200円を徴収したいということであります。今、公園自体の入園料が500円です。それで、それプラスイチゴハウスの入園料が1,000円から1,200円ということであれば、1,500円から1,700円の料金体系になるかと思うのです。単純に今の状況であると、芝桜公園だけありますと、ある程度の採算ベースには乗っかっていますけれども、そこで今、単純に1,000円で5カ月間、終了をしたとすると、5カ月間で150日で、600……1,000円だと年間600万円くらいの収入だと思うのです。実際それが、やってみなければわからないということもありますが、その金額で果たして委託に出して、どの程度の持ち出しが出てくるのか、それをちょっとまずお伺いしたいと思います。

◇議 長 伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 ただいまの御質問ですが、先ほど一苗当たりの単価で置きかえまして、御説明をさせていただきました。今回、先ほど説明させていただいたのは、最終的に通常ベースでいった場合に、正規でいくとそれくらいの金額になるということでの話をさせていただきました。今回、整備をさせていただく時期につきましては、今年度、平成23年度につきましては、12月に植えてということが基本的になります。それから2カ月後に、やっと実がつくというような状況になります。ですので、今年度、平成23年度につきましては、3月からやっと実がついてくるような状況になります。ですので、3月、4月、5月、6月というような通常のサイクルとはちょっと違いますけれども、そういう結実の仕方、実のつき方ということになるかと思いますが、

先ほど前段、午前中にも若干御説明をさせていただきましたけれども、今年度、来年度につきましては、町が試験的に栽培をしていくというようなことで、今現在考えておまして、収入の部につきましては、1年目につきましては試験ですので、どの程度のものができるかというのがちょっとまだ未知数なものがあります。その関係で、収入等につきましては、一切みておりませんが、平成23年度につきましては、

概ね345万円くらいかかろうかなと、維持のほうでそのくらいかかろうかなというふうに、今現在考えているところです。2年目につきましては、通常、イチゴは9月に植えまして、12月から7月くらいまでというのが一つの苗のサイクルになります。ですけれども、年度の収支ということになれば、若干変わってきますけれども、2年目につきましては、若干の収入を見込めるのではないかなというように考えておりますけれども、そういったしましても160万円程度の負担が必要ではないかなというふうに考えてございます。また、3年目以降につきましては、そのサイクルが軌道に乗ってくるというこちらの見通しも立てておりまして、そうなってくればそれほどの赤字ではなくて、3年目については、今のところの積算では、十万円何がしの負担で済むかなというふうに押さえております。その後の、4年目以降につきましては、先ほど午前中に御説明いたしました、一株当たりになりますけれども、大体経費的には1,200円前後、收入的には1,000円、料金の設定の仕方にもよりますけれども千五、六百円程度ということで、若干の収入が見込めてくるのではないかなというように、万度大幅な収益が上がるというようにことにはなろうかどうか、ちょっとこれからの集客だとか、なりぐあいだとかそういうものもありますけれども、そういうことで今現在、考えているところでございます。

◇議 長 7番、松岡克美議員。

◇松岡議員 今の答弁ですと、やってみなければわからないということのように聞こえるのですが、非常に心配するところであります。

北海道新聞の一面に、福島県からのイチゴ農家さんのいろんな記事が載っております。その中に、福島県から伊達市にきたイチゴ農家さんのコメントとして、10年たって、やっと一人前のイチゴ農家になるのだという記事が載っておりました。やってみなければわからない部分で、非常にちょっと心配をするのですけれども、お客さんに出せるものが、十二分に、平成23年、平成24年は試験的なものだということでもあります。平成25年からは、そういう形で順調に行っていけるのだということでもありますので、それに期待をしたいとは思いますが、先ほどもありました、東藻琴診療所跡地の障がい者センターの就労、この部分が多いと、多少赤字があってもいろんな形で、許されると言ったらおかしいでしょうけれども、いいのかなというふうに思いますが、その部分も十二分に検討していただいて、総務文教厚生常任委員会のときには協議をしていないという話でありました。先ほど、課長からは協議をしていると、福祉課としているということでもありますから、十二分にその辺も考えて、これから進めていっていただきたいというふうに思います。以上です。

◇議 長 伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 今後、十分検討させていただきながら、進めさせていただきたいと思えます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
2番、中堀君子議員。

◇**中堀議員** ただいまの関連になろうかと思えますけれども、3年たって、ようやく利益が出てくるということで、私は女性の立場で、家庭の主婦の立場で、1,000円出して、中へ入って、もぎとって食べたって、子供たちや若い人はともかくとしても、おばさんになったら1,000円分食べるようになったら、かえって家にいてきれいなパッケージに入ったのを買ったほうが、よっぽどいいやというように思うと思うのです。それと、もう一つは、今年の12月に苗を植える。もう虫がいなくなって、受粉なんかをするのはどうするのだろう。そういったこと、ハチを買ってきて入れるだとか、マルコバチだとかよく新聞に出ていますが、そんなふうになると段々……今言っていたことの、夢から遠のいていくというか、イチゴの苗だって5年も10年ももたないでしょう。1年たって、すうっと出てきたのを植えて、また来年か再来年になるというふうに私の頭の中にはあるのです。実は、我が家の庭にもあるのです。四季なりイチゴって、ずっと秋から春まで花が咲いて、ぼちん、ぼちんとなるのもありますけれども、よっぽどすばらしい苗で、よっぽど大きな実がなって、1,000円出して、ああ満足したっていうようなものであればともかくとしても、その辺のスーパーで売っているような麗紅だの、やれ何とかだの、小さなイチゴだったら、あそこに行ってもちっとも楽しくなかった、高い高いものを買わされたわというふうになっては、マイナスじゃないかなというふうに、ちょっと老婆心ながら思いましたので、質問いたしました。

◇**議長** 伊藤産業建設課長。

◇**産業建設課長** ただいまの御質問ですけれども、一応今考えておりますのは、最終的な決定は、まだこれからですけれども、一応1,000円から1,200円、通常ほかの施設でいただいているのは、この程度ということでございます。それで、入っていただいて、平均的に食される個数については、一人当たり30個から40個というふうなことで言われているようです。それで、一粒が大体14グラムくらいありますけれども、大体350グラムが平均で食べられる量だそうなんです。それで、それくらいを食べられるということですが、その一本の苗が毎年、毎年、同じ苗を使うわけでありませんので、毎年、毎年、苗を購入して植えて、12月から6月までそれを使うというようなことで、最終的には一つの苗が750グラムくらいできるということにして、大体2回、1.8回くらいと、人が1回入って一つの苗が使えるのが、それくらいというような状況になっております。最終的に、高い、安いというのは、入ってこられる方、いろいろあろうかと思えます。この設定につきましては、このあたりであれば若干低いのかなという気もいたしておりますけれども、設定の仕方、入っていただいたり、ちょっと気をとめてしまったり、その辺はあろうかと思えますので、その設定につきましては、また後ほど、どの程度の金額がいいのかというのは、これから協議をさせていただきますけれども、大体の平均でいけばそのくらいで、1,000円くらいということで、今現在考えていますけれども、そこら辺の金額で積算をした中で、これまで説明をさせていただいた数字になろうかと思えます。

今回、とちおとめということで、今計算というか試算をしておりますけれども、とちおとめにつきましては、人気のある品種でそれなりに食べても甘いということで、

大きさもある、色、つやもいいというようなことで、皆さんもなじみの深いイチゴということで、これまで、よその施設等を見させていただいた中では、好評であるということで聞いておりますので、その辺で進めていきたいなというふうに思っております。ちょっと回答になったかどうかわかりませんが、以上のことでよろしくお願いいたします。

◇議 長 2 番、中堀君子議員。

◇中堀議員 伊藤産業建設課長をいじめているわけではないのですけれども、とちおとめという栃木県のほうのイチゴで、私も食べたことはありますけれども、やっぱり非常にイチゴにだけこだわっているようで、であるならば、先ほども言ったように、とちおとめでも、あまがさきでも、何でもかまわないけれども、よその町でつくっているものよりもいいものを、大きいものをつくらせていただきたい。それと、先ほども言ったように、福島県の風評被害でもないけれども、あそこへ行って大したことなかったよといって、特におばちゃんたちの言葉は広がりやすいと思うのです。ですから、あそこに行ってよかったよということになるような、なってもらいたいと思うからこそ今言っているのであって、初めからこれだ、あれだというのではなくて、やっぱりよその町よりもいいものをつくりたいということを思うから、発言をさせていただきました。ありがとうございます。

◇議 長 伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 今回の御意見、大変重要かと思います。それで、ほかの町にないものというようなことが一番いいかと思いますけれども、今回予定しておりますのは、施設のいいますと、高設の高い位置での栽培ということで、きれいな環境でとっていただくということで、土耕、下の栽培ではなくて高い位置できれいな場所。それもハウスの中で、シートをひいた中で、土があまり見えない状態での栽培ということで、きれいな状態で、イチゴ自体もきれいな状態で食していただくというようなことで考えております。品種自体は、全国で最も栽培されている品種ですので、それに特徴があるかどうかということはちょっと難しいかもしれませんが、環境だとか、スペース的に車椅子で入ってとっていただけるだとか、そういう環境に配慮していきたいなというふうには、現在思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 そのほかありませんか。
1 番、品田好博議員。

◇品田議員 45 ページになろうと思っておりますけれども、ポイントカードの 70 万円の増額補正についてでございますけれども、2 回ほど産業建設常任委員会の傍聴をさせていただきまして、進行状況を確認いたしておりましたけれども、突然オープニングが近いということで、実際は動いているようでございますけれども、この 70 万円、総額 522 万円、端末機が 60 台、その中に役場の買いつけといいますか、役場が所有するものも入っているわけでありまして、5 台とか 3 台……

(「入っていない」と発言あり)

入っていないのですか、これには、入っていない。入っていないということですか。わかりました。そういうことであれば、また質問が違ってしまいますのですけれども、私もその中に役場の台数が入っているのかなと、こんなふうに思ったものですから、ポイントカード会のオープニングが10月3日という予定をしているようでありますけれども、ポイントが、予算が出てこないからどうなのかなということを確認をしたかったわけですが。オープニングの日付のほうは、課長さんも知っているということですか。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 522万円の中には、町の分については、入ってございません。あと、私のところに、まだ御案内は来ていないのですが、10月の中旬からなんとかスタートをしたいというお話は来ております。以上です。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 町のほうは、いつからポイントカード会に入るのですか。われわれ会員は、決めなければ、後からであれば、5万円の負担になるわけですが、町のほうの予定は。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 当初、この事業を始めるということで、当初予算のほうで計上をさせていただきました。いろいろな取り組み状況が若干遅れたということで、10月からスタートということで、今ポイントカード会のほうはやっていますが、当初、町の事業に対しましてもポイントを発行するということで準備を進めておりましたが、スタートがおくれたということ、それから町の大まかな夏場のイベントも終了しているということでございます。内部で協議をした結果、まずはポイントカードを町内でスタートさせ、そして町民の方に十分に理解をしていただいて、その後、町としては、このカード事業に参画をしたいということでございますので、今年度中の町のスタートというのは見送り、新年度、町民の方がこのポイントカード自体に精通をして有効な活用が図られた後、新年度から町の事業をこのポイントカードの中に取り組んでいきたいというふうに今考えております。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 わかりました。それで、先ほど藻琴山温泉芝桜公園整備事業のほうの話も出ていまして、大変、運営の問題とか、収支の問題、いろいろ問題点がある。これは、スタンプのほうも誠に同じでございまして、あおぞらスタンプが従来20年近くやっているわけですが、たまたま今、総会ということで収支予算を立てるということでございまして、一部の役員の方から相談があったわけですが、どうも納得

がいけない内容だということなので、私はずっと見ておりませんでしたけれども、見させていただきましたら随分会計のやり方が不備ということを発見いたしました、ちょっと腰が重かったのでありますけれども、商工会の事務局職員の3人、私はどちらかというと経理を教えるもうらう立場でありますけれども、たまたま今回は、重い腰を上げて、職員3人に教育的指導といいますか、先輩の委員長としてスタンプ会の会計はこうあらねばならないよということで、勉強会を二日間ほどやったわけでございます。それで、まああの収支予算計画書が出てきたわけで、多分それがきょう、役員会で決められて総会にかけられると思いますけれども、当局の、役場のほうの課長さんも今年の3月か5月にはあおぞらスタンプの総会に出ていると思いますし、総会議案も持ってらっしゃると思います。それを、内容を吟味しているということはないと思いますけれども、これからはスタンプ会の会計の収支の内容、特有の会計方式がございまして、その辺を理解して、逆にチェックをしていただきたいというふうな気持ちもありますし、まずもって、スタンプ会がしっかりしていればそれでいいのですけれども、商工会がついていてもなかなかそういう体制になっていないというのが、現実だったなと思うのです。そんなことで、9月24日に総会へ行ったときには、ぜひその辺を見ていただきたいと思いますし、課長さんのそういう見識といいますか、そういったものも発揮していただきたいなと思いますけれども、その辺をどのようにお考えかをお聞かせいただきたいと。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 商工会のほうで今は、スタンプ会ということで事業を展開しております。これから、ポイントカードに移るということで、町も約9割の支援をするわけです。522万円の支援をするわけですから、この事業については、絶対に失敗しないのだと、町の活性化につなげるのだという思いで、私どもはやっておりますので、今後とも当面は、この会議等には行政として出席をさせていただいて、ぜひともポイントカードを成功させて、町の活性化につなげたいと思いますので、御指導またよろしく願いたいと思います。

◇品田議員 終わります。

◇議 長 ほかにありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 関連して、今福田産業課長の答弁を聞いていると心配なところもありますので、疑問の点を正したいのです。

第一点は、ポイントカードに関して、今のところ行政としては、ポイントカード自体の発行を見送るという意味で言っているのでしょうか。あるいは、加盟店になることをしないという決断をしたのでしょうか。それが、ちょっとはっきりしない答弁になると、後に禍根を残しますから、加盟店ですよ。その辺の確認をさせていただきたいと思います。

もう一つは、今回補正が組まれているのですが、ポイントカードの機種の選定につ

いてです。行政がかかわっているのですか。ポイントカードの準備会はありますけれども、まだ正式な組織は存在していないのです。勉強会に毛の生えた形から発展をして、ポイントカード準備会になってきましたけれども、まだ正式には公認されていないのです。総会で決定することですから、役員会体制やその他全部。機種の選定が先行するということに関しては、手続上、異議があると思っているのですが、どういう判断をしていますか。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 ポイントカードの町とのかかわりなのですが、まず10月にスタートをして、先ほど申し上げましたけれども、4月から参加をしたいというふうに思っております。それが、加盟店としての取り扱いになるのかどうかというのは、まだ決定はしておりませんし、商工会とその辺は詰めていっておりません。ただ、町の事業に参画することに対してのポイントの発行は、するということでございます。それと、私どもはポイントカード会の会議に参加をしておりますけれども、その中のポイントカードを通しての運営については、アドバイスをしたり協議をしております。機種の選定等については、私どもはかかわっていないというのが現状でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 どうも明瞭でないのです。9月24日に予定をされていると言われているが、まだ連絡が正式にきているかどうかはわからないのですが、10月3日から開始をしたいという話を聞いているのです。そういう中であって、加盟店でないという判断をされると、その総会には出られませんよね、まず第一点。加盟店でないのですから。第2点は、先ほど言った機種の選定は、僕はポイントカード準備会だから、これはやはり行政が予算化したのだから、行政が責任を持って機種選定をしたのかなと、そう思っていたのです。今までの産業建設常任委員会の説明など、その他の説明も。ところが、今の話を聞くと、そこが明瞭ではない。かかわっていないということで、じゃあだれが責任を持って選定をするのですか。お金を出すのはこの予算でしょ。予算の執行上、どうなるのですか。だれを責任ある組織として見なして、それを商工会というのなら商工会でも結構です。今、正式なものは商工会しかないのですから。スタンプからポイントカード会に発展するという、先ほど産業課長の答弁がありましたが、ポイントカード会は新しい組織なのです。スタンプは、存続すると言っているのですから。公式には、何か5年後くらいに会を閉じたいという主旨の発言がありましたけれども、商工会の理事会でもそれが問題になったのです。そういう経緯があるので、きちっとした対応を行政にしてもらわないとおかしくなりますから、私が確認をしているのです。加盟店でないとい困ります、これは予算をつけているのに。加盟店になるかならないかも、これから検討するというのは、これはおかしい話でしょ。ただ、加盟店になってもポイントカードそのものを発行することは、今年度中は行政としては機会がなくなってきたから、用意ドンで来年の4月から出したいと、そういう説明であるならば、これはわかるのです。今の話を聞くと、違う話になっているから、僕は疑問を持っているから聞いているのです。本当にそれでいいのですか。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分
再開 午後 1時30分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
福田産業課長。

◇産業課長 町の事業参加については、4月からということでございますけれども、事業に参加するということを明確に話してございますので、商工会とお話をさせていただきますけれども、町が加盟店として、今4月から参加ですけれども、加入をして、今後のやり方について、また進めていきたいなということを商工会と協議をしたいと思っています。

次の、機器の運用や方式についてですが、それぞれ準備段階から私どももかかわってきておりまして、十分に詰めさせていただいております。その機種というか、メーカー等について、私どもは協議をしてございませんが、運営にかかわるその機器の対応といいますか、機能と申しますか、それについては協議をさせていただいているところであります。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 ただいまの機種の選定については、町がかかわっているということもござい
ますし、商工会と十分協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、
よろしくお願いいたします。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 確認をしたいのですが、今、機種の選定をこれから商工会は協議すると。これはいいのです。間違っているとは言いません。今現実には、主は値段を予算化する
ときに見積りをして、決まっちゃっているでしょ。それで、実は購入をしているの
でしょ。足りない分の補正予算を組むのではないのですか。それでなければ、10月
3日からやって、今月の20何日かに機械の使い方の説明会をやると言っているの
です。そんなこと、今の答弁であれば、ないはずのものがあることになるのです。だ
って、お金を執行しているでしょ。後払いになるのかどうかは知らないけれども。補
助金として交付するのは、原則的に設立総会が生まれた団体に執行するでしょ。で
きたら、それを商工会でやってくださいということを、行政は言い続けてきたわけ
です。そこの整理がうまくいなくて、この間の理事会では事務委任の行為になったの
です。事務委任をする相手方の総会が、まだ成立していないのです。ポイントカード
準備会は存在しています。役員体制も腹案はあるけれども、まだ固まっていないの
です。正式には決まっていないのです。機種だけは、もう説明会のために用意されてい
るように聞いているから、僕は行政が責任を持って選定したのだなと、こう解釈をし

ていたのです。違うということですね。課長の話もかかわっていないのだと。だれが決断したかということが問題になります。その整理をしてください。いつの間にか宙に浮いたように、だれかが勝手に決めたのですね、そのように解釈していいのですか。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福田産業課長。

◇産業課長 機種の話でございますが、先ほどもお話をしましたが、ポイントカード準備会とその方式については、どのような方式にするかというのは、相談を受けてずっときておりました。どこのメーカー、どこの機種にするのだというようなことは、ポイントカード準備会で決定をしたものを、これから正式に決定するものと思いますし、また、今現在、購入したという話は聞いていないところであります。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 質疑の時間もあまり超過してもあれですから、確認をして、担当課長として責任ある交通整理をしてください。私も理事の一人ですが、商工会側も対応のまずさがあって、結果的には理事会の席で商工会事業を否定しちゃったものですから、事務委任行為で、言うならば商工会とのかかわりをつくったわけです。ですから、今の説明だと、ポイントカード準備会は行政とともに、勉強会を含めて言うと、去年からやっていたのです。やって、そういう方向を導き出すための努力をしてこられたのだと思うのです。その過程の中で、機種選定も僕はあったと思うのです。何を選ぶかによって、変わってくるのですから。だけど、そういうことについては、補助金を交付する団体が正式に立ち上がってもいないのに、買っているわけがないと言いながら、28日には、28日だか27日だかちょっと正確には忘れちゃったけれども、機種の使い方についての説明会をやると言っているのです。不思議だから、ちゃんと交通整理をしてくださいと。そのことについては、全然聞いていないのですか。10月3日開始、10月24日総会と僕は聞いていたのです。案内がはっきりしていないので、二十七、八日に機種の使用の説明会、これは、事務方は何も聞いていないのですか。確認です。何も聞いていないのですか。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 このスケジュールについては、口頭でお話を聞いております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 要するに、こういうことでは、公金を補正予算化するわけですから、心もとないと言われてもやむを得ないと思います。産業建設常任委員会の中でも、いろいろ議論があったのですから。きちっとやはり行政がハンドリングをして、指導してもらわないと、対象はポイントカード会という、そらっきーカードという名称も含めて、ポイントカード準備会が考案したもので今のところ進んでいるのですから、正式にはまだ設立総会になっていませんから、それを確認しておくけれども、私の考え方は間違っていますか。設立総会は、もう既に終わっているのですか。それを再確認して、私は質疑を終えたいと思います。

◇**議 長** 福田産業課長。

◇**産業課長** この機種と申しますか、この事業、御説明したとおり、今回、70万円の補正をお認めいただきまして、総額522万円の補助金をもってスタートをするということでございます。本日、議決いただければ、直ちに商工会側は準備をスタートするというようなお話を聞いてございます。9月24日の日に、ポイントカード準備会から設立総会をして、何とか早めに、10月の頭にスタートをさせたいのだというようなスケジュールで動いているというようなお話は伺っております。

◇**小島議員** 終わります。

◇**議 長** そのほか質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第58号 平成23年度大空町一般会計補正予算(第5号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。
したがって、議案第58号 平成23年度大空町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第59号

◇**議 長** 日程第7、議案第59号 平成23年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長（提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第５９号 平成２３年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第５９号 平成２３年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第６０号

◇議 長 日程第８、議案第６０号 平成２３年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
日下福祉課参事。

◇福祉課参事（提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第６０号 平成２３年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第６０号 平成２３年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 認定第 1 号ないし日程第 1 7 認定第 9 号

◇議 長 日程第 9、認定第 1 号 平成 2 2 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 7、認定第 9 号 平成 2 2 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 9 件を一括議題とします。

本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。

本件については、議長及び議会選出監査委員を除く 1 0 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長及び議会選出監査委員を除く 1 0 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 4 時 0 0 分

再開 午前 1 4 時 0 1 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩中に決算審査特別委員会を開催し、特別委員長及び副委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 1 4 時 0 2 分

再開 午後 1 4 時 2 2 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

決算審査特別委員会 委員長に近藤哲雄議員、副委員長に深川昇議員。
以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第18 議案第61号

- ◇議 長 日程第18、議案第61号 平成23年度大空町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 暑い方は、上着を脱いでよろしいです。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第61号 平成23年度大空町一般会計補正予算（第6号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第61号 平成23年度大空町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第8号

- ◇議 長 日程第19、発議第8号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
8番、深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第9号

◇議 長 日程第20、発議第9号 平成24年度農業予算編成に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号 平成24年度農業予算編成に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 平成24年度農業予算編成に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第10号

◇議 長 日程第21、発議第10号 軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第10号 軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第10号 軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 報告第10号

- ◇議 長 日程第22、報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。
山下町長から、お手元に配付しているとおり、専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。
橋詰住民福祉課長。

- ◇住民福祉課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これで、専決処分の報告については終わります。

◎日程第23 報告第11号

- ◇議 長 日程第23、報告第11号 平成22年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題とします。
教育委員会委員長から、平成22年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。
丹治学校管理課主幹。

- ◇学校管理課主幹 (提案理由説明)

- ◇議 長 これで、平成22年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

◎日程第24 報告第12号

- ◇議 長 日程第24、報告第12号 平成22年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。
山下町長から、お手元に配付しているとおり平成22年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本

件について提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇**総務課長**（提案理由説明）

◇**議 長** 次に、監査委員による平成２２年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。
松岡監査委員。

◇**監査委員**（監査委員説明）

◇**議 長** これで、平成２２年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第２５ 報告第１３号

◇**議 長** 日程第２５、報告第１３号 例月出納検査報告についてを議題といたします。
監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。
松岡監査委員。

◇**監査委員**（例月出納検査報告）

◇**議 長** これで、例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇**議 長** これで、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
山下町長から、発言があれば許します。
山下町長。

◇**町 長** 平成２３年第３回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、お礼を申し上げます。また、一言御挨拶を申し上げます。

追加議案によりまして、８月２６日、そして台風１２号に起因する９月２日の降雨災害などについての追加の補正予算などもお認めいただきました。

しかし、きのうからきょうにかけて、全国のニュースなどでもお伝えされているように、台風１５号が既に近づいてきております。大変、自然災害の多い年になってきているなど、そんな実感をいたしております。自然災害というのは、人間の力を超えるところも多分にあるわけでありますけれども、私が思いますには、そういった災害に備える上では、ふだんの維持管理というところも大切ではないか。改めて、今回の降雨災害などで感じたところであります。常日ごろから、道路、さらにはのり面、排水路、そういうところの管理がどのようになっているか、そういったものを適切に行っていくことで、被害というものを最小限に抑えられるのではないかと、そんなふう

に感じたところであります。単に備えるということだけではなくて、日常の管理をしっかりと行っていくということを、今後肝に銘じながら対処してまいりたい、そのように思っています。

今回、一般質問の中でも、防災対策にかかわる御意見などもいただきました。それらも含めて、常日ごろの維持管理というところをしっかりとできるように、これからも職員と一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

今後とも御指導賜りますように、お願いを申し上げたいと存じます。

また、今回お認めをいただきました補正予算など、町民生活にかかわる部分が非常に多うございます。適切な時期に執行できるように取り組んでまいりたいと思いますので、その点についても御指導いただきますようお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

◇議 長 平成23年第3回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時12分